

第3次 瀬戸市環境基本計画

令和3年3月策定
令和8年3月改定
瀬戸市

はじめに

本市は、平成12年（2000年）に「環境創造都市」の実現に向けて「瀬戸市環境基本計画」を策定し、平成13年（2001年）には「瀬戸市環境基本条例」を制定し、長期的な目標や取組方針に基づく総合的な環境施策を展開してまいりました。

近年は、環境行政を取り巻く状況の変化が著しく、地球温暖化対策や資源循環、生物多様性の保全への取組が課題となっています。加えて、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を意識し、変化する社会情勢や多様化した価値観を捉えることが重要となっています。

そのような状況の中、令和2年度（2020年度）に「第3次瀬戸市環境基本計画」を策定しました。本計画では、「豊かな自然と、安全で快適な暮らしのある『環境創造都市』を次代につなぐ」を計画理念として掲げました。

その実現に向けて、基本方針を「瀬戸の“しぜん”」「瀬戸の“くらし”」「瀬戸の“ひとびと”」の3つに区分し、様々な環境施策について、精力的に取り組むこととしました。

本計画の中間年度を迎えて、本市が積極的に進めてきた地球温暖化対策、一般廃棄物処理推進などの施策や、新たに本計画に内包する「生物多様性地域戦略」を中心に改定することで、更なる環境施策の発展に取り組んでまいります。

最後に、本計画の改定にあたり、多大なご尽力を賜りました瀬戸市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました市民や事業者の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和8年（2026年）3月

瀬戸市長 **川本 雅之**



—目次—

序 章	計画の基本的事項	1
1.	改定の背景	1
2.	位置づけ	4
3.	市民・事業者・市の役割	5
4.	期間	6
5.	地域	6
6.	環境分野	6
第1章	瀬戸市の環境の現状と課題	7
1.	環境を取り巻く社会の動き	7
2.	瀬戸市の環境の現状	10
3.	市民・事業者の環境に関する意識（令和2年（2020年）実施）	29
4.	第3次瀬戸市環境基本計画の中間評価	35
5.	瀬戸市の環境課題	36
6.	中間改定の視点	41
第2章	計画理念と基本方針	42
1.	計画理念	42
2.	基本方針	43
3.	施策体系	44
第3章	施策の展開	45
1.	瀬戸の“しぜん”（瀬戸市生物多様性地域戦略）	45
2.	瀬戸の“くらし”	53
3.	瀬戸の“ひとびと”	60
第4章	重点環境施策	64
1.	貴重な自然環境の保護・保全と身近な自然の保全・活用【重点1】	65
2.	再生可能エネルギーの活用促進【重点2】	67
3.	多様な主体の連携強化と環境教育・環境学習の充実【重点3】	69
第5章	計画の推進に向けて	71
1.	計画の推進体制	71
2.	計画の進行管理	73

—巻末資料—

1. 改定計画について（諮問、答申）
2. 計画改定の組織
3. 計画策定の経過
4. 施策の展開における環境指標の一覧
5. 重点環境施策の達成目標の一覧
6. 収集資料
7. 用語集

序章 計画の基本的事項

1. 改定の背景

この章では、計画の背景や基本的な事項、前計画「第2次瀬戸市環境基本計画（以下、「第2次計画」と称す。）」の総括、本計画を改定する上での計画の視点を示します。

本市は、名古屋市の北東約20kmに位置し、周囲を標高100～300mの小高い山々に囲まれ、気候も温暖なまちとなっています。また、良質で豊富な陶土に恵まれたこの地で、先人たちは新しい技術や文化を柔軟に取り入れ、「せとものまち」を発展させてきました。

一方で、市民の日常生活や社会活動の変化により環境への負荷が増大し、工場や自動車の排気ガスによる大気汚染、事業所や家庭からの排水による水質汚濁、廃棄物の増加といった身近な環境問題から、地球温暖化の進行、生物多様性の低下といった地球規模の問題など、さまざまな環境問題が生まれてきました。

このような環境問題に対処するために、本市では第1次計画となる「瀬戸市環境基本計画」を平成11年度（1999年度）に策定しました。次いで、平成22年度（2010年度）に策定した第2次計画に基づき、市民や事業者と市の連携・協働もさらに進み、自然環境の保全のための活動や地球環境の向上のための取組を進めてきました。

さらに、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災を契機としたエネルギー問題や、気候変動問題をはじめとした地球環境の危機など、新たな環境課題も発生してきています。

世界的には、平成27年（2015年）の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」に基づくCO₂の削減目標に向けた取組や、平成22年（2010年）の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で設定された「愛知目標」による生物多様性を守るための取組などが断続的に進められています。

また、平成27年（2015年）に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に基づき、持続可能な世界を実現するために、地球上の誰一人として取り残さぬよう、先進国のみならず発展途上国も含めた国連に加盟する全ての国がSDGs達成に向けた取組を進めています。

このように本市を取り巻く環境情勢が刻々と変化する中、本市は、第1次計画から一貫して「環境創造都市」を標榜しています。

市民や事業者一人ひとりの身近な環境への取組が本市の自然環境や生活環境を向上させ、良好な地球環境の持続性にもつながることを意識し、瀬戸の良好な環境を次代につなぐことを目的として、令和2年度（2020年度）に「第3次瀬戸市環境基本計画（以下、「第3次計画」と称す。）」を策定しています。

第3次計画の期間は、令和3年度（2021年度）からの10年間とし、目標年次を令和12年度（2030年度）としており、環境の保全と創造に向けた持続的な取組が計画的に実施されるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。

その後、我が国における生物多様性基本法に基づく令和5年（2023年）の「生物多様性国家戦略 2023-2030」の策定や、令和4年（2022年）に昆明・モンリオール生物多様性枠組でネイチャーポジティブに向けた世界目標が定められるなど、生物多様性が重視されるようになりました。

このようなことから、本改定は、第3次計画の中間評価の実施とともに、近年の社会動向に鑑み、「生物多様性地域戦略」を統合策定するものです。



コラム 生物多様性とは

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生き物は40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生き物が生まれました。私たちの生活は、動植物から微生物、菌類にいたるまですべての生物の多様性の中で微妙なバランスの元に成立しています。

生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

- 生態系の多様性・・・森林、里地里山、河川、湿地などいろいろなタイプの自然があること
- 種の多様性・・・動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生き物がいること
- 遺伝子の多様性・・・同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があること

こうした多様性は、食品・薬品・化粧品などを生み出す資源の供給源としても重要であり、このような生物の多様性が失われることは、私たちの生活の資源が失われることにもつながります。



出典：環境省 生物多様性ウェブサイト
自然のめぐみ

2. 位置づけ

序章

第1章

第2章

第3章

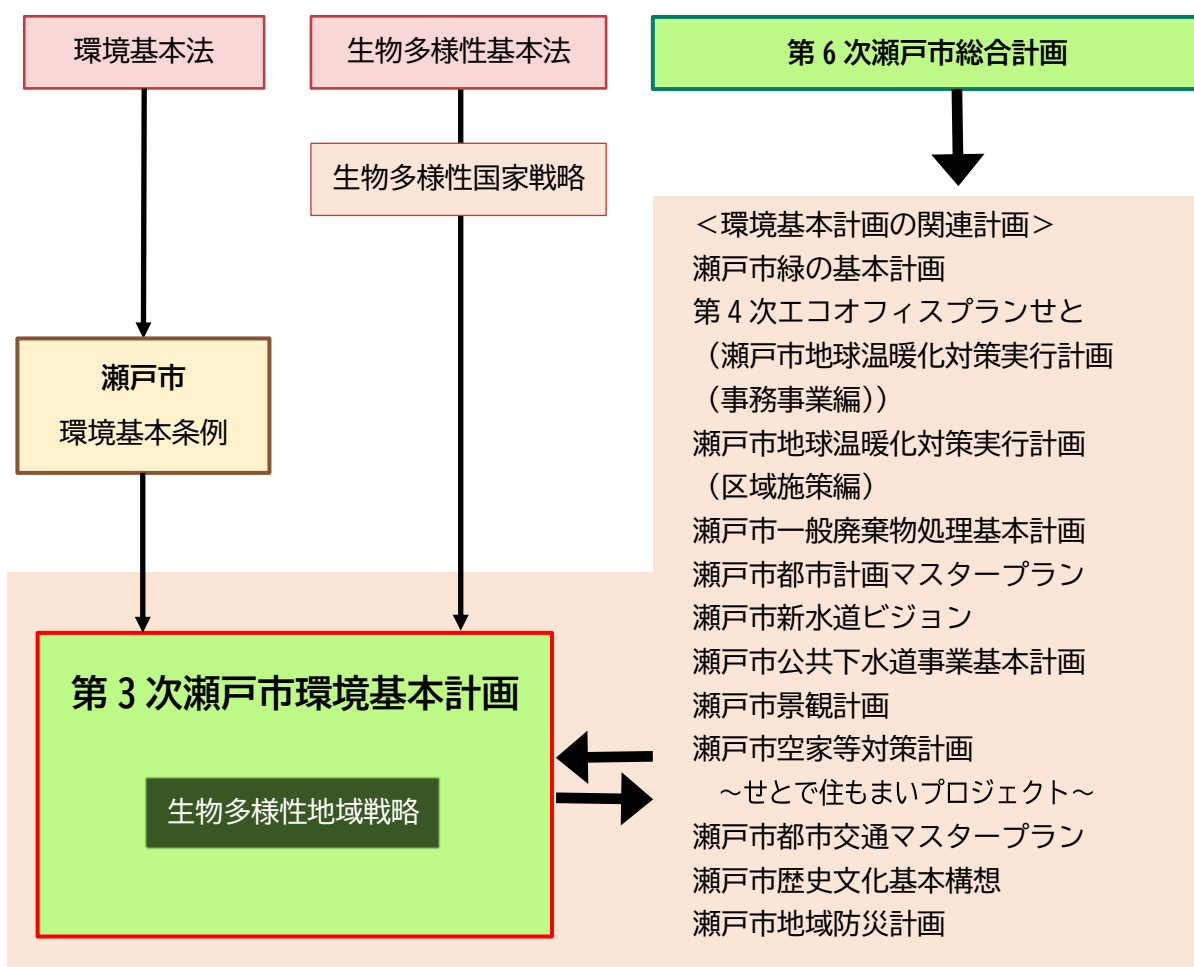
第4章

第5章

巻末資料

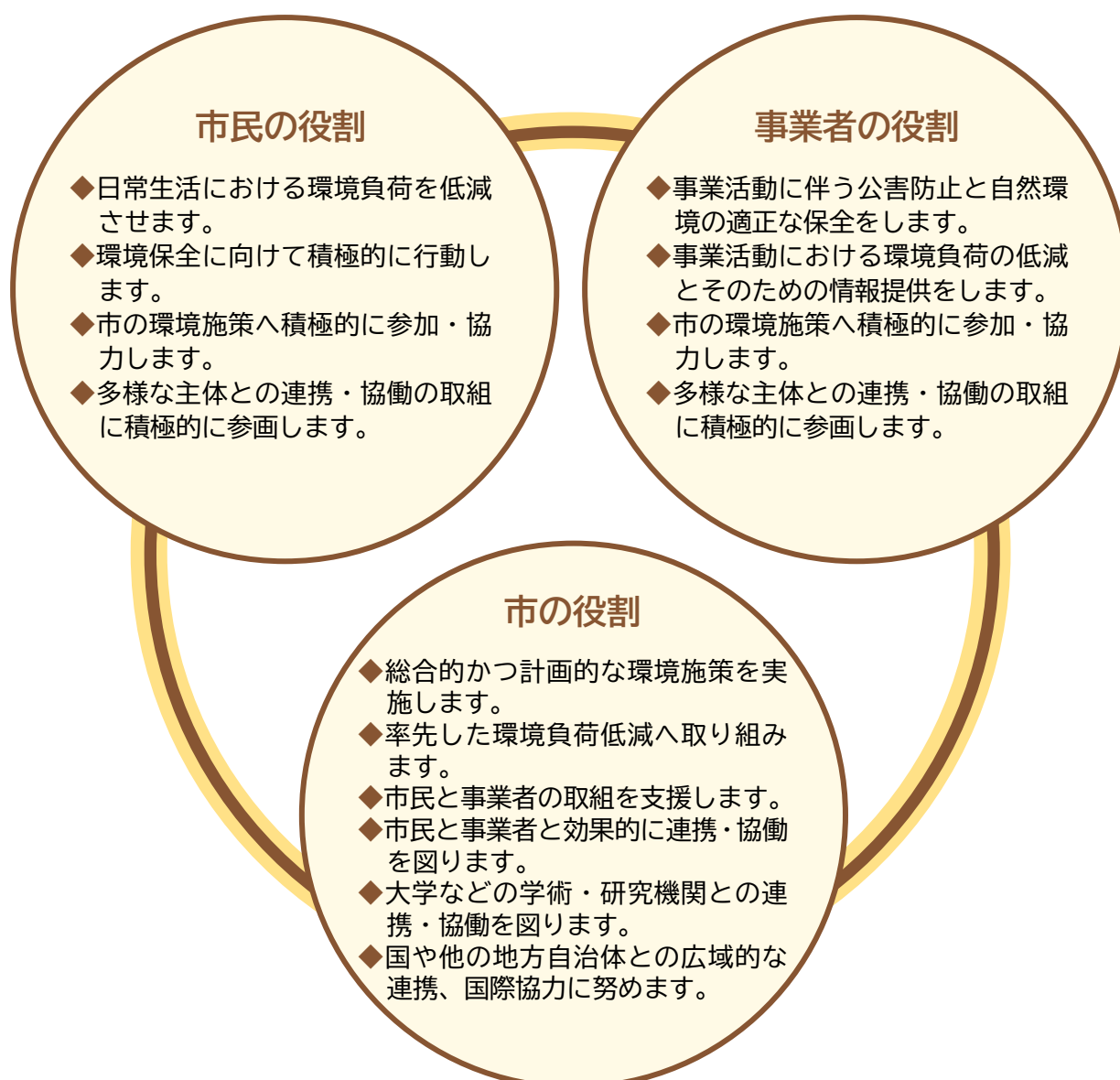
本計画は、本市の施策を環境面から横断的に捉えた行政計画であり、瀬戸市環境基本条例を根拠として、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、「第6次瀬戸市総合計画」をはじめとする本市の関連計画を、環境の側面から効果的に推進する役割を果たすと同時に、市民・事業者・市が環境の保全と創造に取り組むための目標や方針、連携・協働のあり方についての方向性を示しています。



3. 市民・事業者・市の役割

本計画の根拠となる「瀬戸市環境基本条例」では、市民・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを定めています。本計画でも、それぞれの役割に沿った施策や方針を掲げます。



市民・事業者・市の主な役割

4. 期間

本計画の対象とする期間は、施策やプロジェクトの推進によって中長期的な目標が達成されるよう令和3年度（2021年度）からの10年間とし、目標年次を令和12年度（2030年度）とします。

また、環境の保全と創造に向けた持続的な取組が計画的に実施されるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

5. 地域

本計画の対象とする地域は、市民の生活の場、事業者の事業活動の場であると同時に、多種多様な生物の生息・生育の場でもある、市全域とします。

また、方針や目標に応じて、市外の環境や、社会全体、地球全体の環境に対する配慮事項についても本計画の対象とします。

6. 環境分野

本計画の対象とする環境分野は、本市を取り巻く4つの環境分野（自然環境、生活環境、都市・快適環境、地球環境）のうち、都市・快適環境を除く3つの環境分野と、これらに関連して行われる環境保全活動や環境教育など市民・事業者との連携・協働に関するものとします。なお、都市・快適環境については、本市の関連計画において、当該分野の環境の保全・創造を図ります。

本計画が対象とする環境分野

自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、河川、湖沼・ため池、湿地 ・生物多様性、外来生物 ・里地里山、身近な自然環境 ・ふれあい活動の場
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水質、土壌、音・振動、臭気 ・廃棄物（3R、ごみの適正処理、産業廃棄物、不法投棄） ・まちの環境
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化（温室効果ガス） ・資源、エネルギー（再生可能エネルギー、未利用資源、省エネルギー）
連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体（市民、事業者、学術・研究機関、市など） ・グリーンな経済システム（環境ビジネス、ESG投資など） ・環境教育、環境学習 ・環境情報、環境イベント

※不法投棄：産業廃棄物の投棄やポイ捨てを含めます。

※各環境分野において、本市の関連計画で取り扱うものと重複する項目も含まれています。

関連計画で取り扱う環境分野

都市・ 快適環境	<ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤（上下水道、道路、公共交通） ・快適空間（まちなみ景観、公園・緑地、公共空間） ・歴史文化（歴史文化財、文化施設、地場産業）
-------------	---

※主な関連計画としては、瀬戸市緑の基本計画、第4次エコオフィスプランせと、瀬戸市都市計画マスタープランなどが想定されます。

第1章 瀬戸市の環境の現状と課題

この章では、近年の社会動向を踏まえた上で本市の環境に関する各種データから環境分野ごとの現状と課題を示します。

1. 環境を取り巻く社会の動き

(1) 持続可能なまちの実現（SDGs への対応）

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能な世界を実現するための目標として、「SDGs（エスディーゼーズ：持続可能な開発目標）」が採択されました。この SDGs は、平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されており、これからの環境問題、まちづくりを考える上での世界の潮流となっています。



SDGsにおける17の目標（ゴール）

(2) 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現

国の第六次環境基本計画は、令和6年(2024年)5月に閣議決定されました。この計画は、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築を、目指すべき持続可能な社会の姿として掲げています。

さらに、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現を、今後の環境政策が果たすべき役割として位置づけています。

(3) 生物多様性保全のための取組の充実

生物多様性は、開発や乱獲、地球温暖化の進行、人々の生活様式の変化、外来種問題などによって失われつつあります。生物多様性を保全するため、平成22年(2010年)に名古屋市において開催されたCOP10では、「愛知目標」が設定され、目標年が2020年に定められました。その達成に向けて、国内外で生物多様性の保全に関する取組が断続的に行われてきました。

「愛知目標」の教訓^{※1}を踏まえて、令和4年(2022年)12月にカナダ・モントリオールにおいて開催されたCOP15では、新たな生物多様性の世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組みでは、「自然と共生する世界」というビジョンを愛知目標から引き継ぎつつ、2030年までのネイチャーポジティブの未来に向けた世界短期目標として、23のグローバルターゲットが盛り込まれました。

これを受けて我が国では、2030年に向けた目標を「ネイチャーポジティブ(自然再興)^{※2}の実現」とする「生物多様性国家戦略2023-2030」が令和5年(2023年)3月に閣議決定され、「30by30目標^{※3}」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画が具体的に示されました。

このネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、令和7年(2025年)4月に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行されました。これは、企業などによる地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例などの措置などを講ずるものです。

※1 生物多様性条約事務局が令和2年(2020年)9月に公表した「地球規模生物多様性概況第5版」では、以下のように指摘しています。

- ・ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標で完全に達成できたものはない。
- ・達成できなかった理由として、愛知目標に応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかった。

出典：「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」(環境省)

※2 「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことで、いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考えです。

※3 2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

(4) 気候変動の影響への対応

近年、夏の猛暑や多発する豪雨災害など、気候変動による影響が地球規模で深刻さを増しています。その中において、この気候変動による影響に対応するために、平成30年（2018年）11月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、従来の対処方法である温室効果ガスの排出量削減などの「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が示されました。

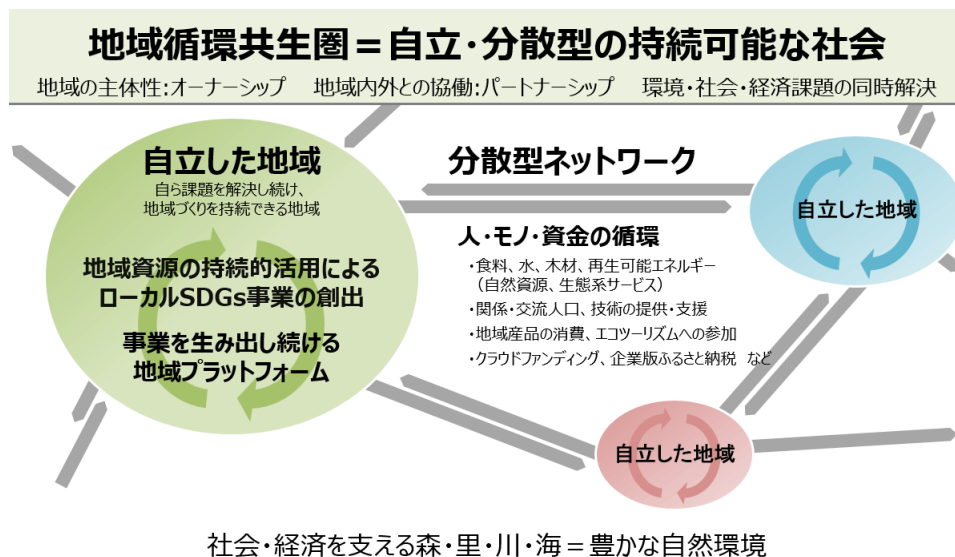
本市においても地球温暖化対策を推進するため、令和6年（2024年）に「ゼロカーボンシティ」を表明するとともに「瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量削減に向け、瀬戸市の現状や自然的社会的地域特性を踏まえ、市民・事業者・市などの役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

計画では、2030年度における温室効果ガス排出量を、2013年度比50%削減することを目指すとともに、長期的な目標として2050年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを掲げ各種施策に取り組んでいます。

(5) 環境と経済、社会の統合的向上

環境をよりよく保全・創出していくためには、社会経済システムに環境配慮をいかに織り込むかが重要です。平成30年（2018年）4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」において、「地域循環共生圏」の考え方が示され、その中で各地域がその特性を生かした強みを発揮し、持続可能な生産と消費を実現する「グリーンな経済システム」の構築が求められています。

近年、我が国（経済産業省）では、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、经济社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」を推進しています。



出典：環境省ホームページ

地域循環共生圏

2. 瀬戸市の環境の現状

2.1. 自然環境の現状

(1) 位置・地勢など

本市は尾張地域の北東端に位置し、地形的には北東部の三国山や猿投山などの木曾山脈に連なる山地、尾張丘陵の一角をなす標高 100～300mの小高い山々があります。そして、これらの山地・丘陵地に源流を持つ水野川や瀬戸川、矢田川が平地を形成しています。

コラム 瀬戸市の自然環境のあゆみ

本市の自然環境は、人の暮らしによって大きく変化してきました。

特に 1000 年以上の歴史を持つやきもの産業との関わりは深く、例えば、本市の森林は、かつてそのほとんどがやきものの燃料として活用され、はげ山となっていましたが、先人たちによって再生されました。こうしてできた森林の中には、馬ヶ城浄水場のように水源涵養林として人々の暮らしを支えているものもあります。

さらに、かつてやきものの原料により真っ白だった川は、事業者の努力や下水道の普及により、多くの魚が暮らせる川に回復しました。こうした取組が、さまざまな自然環境を生み、本市の豊かな生態系を形作ってきました。

一方で、本市の自然は常に開発圧にさらされてきました。1000 年以上の歴史を持つやきものは、窯業原料の採掘の歴史でもあります。また、まちの発展に伴う住宅地開発や、エネルギーの転換や産業活動の活発化に伴う太陽光発電施設や産業廃棄物等処理施設の設置が進み、森林の一部は姿を変えています。

さらに、過疎化・高齢化や森林資源利用の縮小などによって里地里山の荒廃が進み、人々の営みによって維持されてきた環境に依存する生き物が、姿を消しつつあります。

そのため、本市では、豊かな自然と安全で快適な暮らしを次世代につなぐべく、「瀬戸市環境基本計画」に基づく環境施策を実施し、自然環境の保全に取り組んでいます。

(2) 森林環境

本市の北部から東部にかけて広がる森林は、市域（111.4km²）の約6割を占めており、その森林面積の約4割は公有地及び国有地が占めています。

森林面積の推移は、緩やかな減少傾向にあります。

一方で、自然公園法に基づく特別地域（愛知高原国定公園）や、県の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく自然環境保全地域（海上の森）、市独自の自然環境の保護・保全区域である特定地区（下半田川町蛇ヶ洞川エリア）として、保護・保全された森林の面積割合も、森林面積全体の約4割となっています。

本市の森林の大部分は、かつて薪炭林として利用されていた二次林で落葉広葉樹が多いものの、現在は利用されていないため、一部では遷移が進み常緑樹が進出しています。なお、常緑樹は、定光寺などの社寺林に多く生育しています。

また、森林の一部は水源地として機能しているほか、馬ヶ城浄水場内の県有林は水源涵養林となっています。

さらに、森林は研究施設としても利用されており、東京大学演習林生態水文学研究所は、100年以上にわたり、森と水の関係を研究しています。

一方で、市内に森林組合や民間の林業経営者が存在しないことや、一部の森林では、大規模な開発などによる伐採や林道が整備されていないといった状況にあります。

【本市の代表的な森林環境】

- ・海上の森
- ・猿投山
- ・愛知高原国定公園（定光寺・岩屋堂・東海自然歩道）
- ・東京大学生態水文学研究所赤津研究林
- ・馬ヶ城浄水場
- ・下半田川町蛇ヶ洞川エリア



海上の森



特定地区（下半田川町蛇ヶ洞川エリア）

(3) 河川、湿地などの水辺環境

■ 河川

本市の河川は、庄内川水系に属し、三国山・猿投山山麓を源にもちます。市街地及びその周辺では、瀬戸川、矢田川（山口川）、水野川、蛇ヶ洞川という大きな4つの河川が流れており、市内の支川数は76、支川延長は106.42Kmに及びます。これらの河川は、市民が身近にふれ合うことのできる水辺環境を形成しています。

川の水は工業用水・農業用水、そして生活用水として利用されてきました。特に瀬戸川は窯業原料工場などからの排水で白濁が問題となっていました。法令などの整備や下水道への切り替え、市民の意識の向上により、水質は改善しています。なお、蛇ヶ洞川や矢田川上流は現在でも水道水源として利用されています。

また、市域北部を流れる蛇ヶ洞川には、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息しています。

■ 湿地

本市の湿地は、「東海丘陵湧水湿地群」と呼称され、規模が小さく、貧栄養であることが特徴です。

粘土層が豊富な瀬戸市では、土砂崩れなどではがれた地表面が湧水によって地表面が湿ることのできる湿地が数多く見られます。分布は東海層群によって形成された丘陵地に多く、特徴的な湿地性植物や動物が生息しています。

中でも、市域南部にはシラタマホシクサなどが生育する貧栄養湿地が点在するなど、良好な水辺環境が多く残されています。

しかし、多くの湿地が、富栄養化による森林化や宅地開発や鉱物採掘などによる開発により姿を消しており、特に裸地を伴う湿地は減少しています。

また、本市の湿地は、規模が小さく、除伐などによる森林化の抑止（遷移の進行を止める）による保全の効果が出やすいことから、保全活動に取り組みやすく、市民の環境保全の場としての活用も期待されます。

コラム 瀬戸市の湿地の分布と特徴的な植物

本市では、277箇所の湿地が確認されていますが、その分布には偏りがあります。特に、穴田丘陵、品野台丘陵、水野丘陵、菱野丘陵、幡山丘陵などに多く集中しています。

また、湿地に生育する植物の分布にも偏りが見られます。例えば、ハナノキやミヤマウメモドキといった山間の湿地に育つ樹木は、本市の北東部に見られます。一方、シラタマホシクサやイガクサといった砂礫の露出した湿地に生える草は、本市の南部でのみ確認されています。

出典：「東海地方の湧水湿地 1643箇所の踏査から見えるもの」（令和元年（2019年）9月、湧水湿地研究会）

■ 湖沼・ため池

本市では、自然発生的な湖・沼・湿地は、小規模なものしか存在していません。また、水田耕地での土地改良事業の実施、農地転用や休耕による灌漑面積の縮小などにより、ため池の需要が低下し、廃池になっている池や埋め立てや改変された池なども多く見られます。

【本市の代表的な水辺環境】

- ・ 瀬戸川
- ・ 水野川
- ・ 矢田川（山口川）
- ・ 蛇ヶ洞川
- ・ 海上の森



瀬戸川



海上の森

(4) 里地里山

里地里山は、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池などで構成される地域です。そのため本市は、市街地を除く全域が里地里山と言えます。中でも人の暮らしに近い農地は、農業の担い手不足などの影響から減少傾向となっており、生物多様性の維持に関して大きな課題の一つとなっています。ここは食糧を生産する場であるとともに、生物の生息・生育の場や雨水の貯留機能などを持っており、その面積は、市域の約5%にとどまっています。

コラム 里地里山とは

里地里山は、長い時間をかけて人々が自然と寄り添いながらつくりあげてきた自然環境です。我が国では、そうした環境がより身近な存在であったことから、特有の文化や豊かな感性も育まれてきました。

田んぼや小川、原っぱ、うら山など、人々がくらし、集い、草花や鳥、昆虫などさまざまな生き物たちが、あたりまえにそばにいる空間。日本には、まだまだそんな里地里山がたくさん残されています。

環境省では、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、以下の3つの基準から「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」（500箇所）を選定しました。

- 基準1・・・多様で優れた二次的自然環境を有する里地里山
- 基準2・・・さまざまな野生動植物が生息・生育する里地里山
- 基準3・・・生態系ネットワークの形成に寄与する里地里山

このうち、瀬戸市では、「海上の森」と「東京大学演習林生態水文学研究所 赤津研究林白坂小流域」の2箇所が選定されています。



海上の里（海上の森）

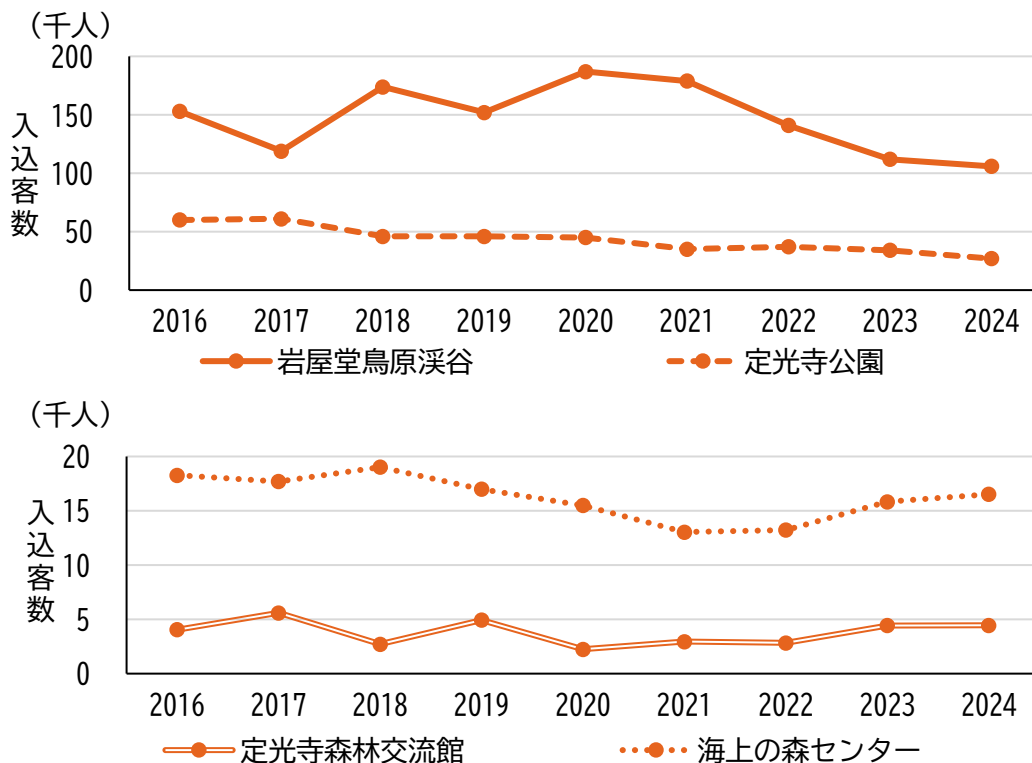
出典：愛知県ホームページ及び環境省ホームページを加工して作成

(5) 自然観光資源、自然とのふれあい活動の場

本市の豊かな自然環境を活かした自然観光資源は、身近な自然環境として親しまれています。

特に、海上の森や東海自然歩道のルートにもなっている定光寺、岩屋堂、猿投山は、年間を通じて多くの人々が訪れており、レクリエーションの場としてだけでなく環境活動や学びの場としても利用されています。

また、これらの自然観光資源のほかに、市街地周囲の里山、農地など、身近にふれあうことのできる自然が多く存在します。



出典：瀬戸市統計書「観光レクリエーション利用者数」

主な自然観光資源の入込客数の推移

【本市の代表的な自然観光資源、自然とのふれあい活動の場】

- ・海上の森
- ・愛知高原国定公園（定光寺・岩屋堂・東海自然歩道）
- ・ねむの森



定光寺



岩屋堂

(6) 生物

■ 希少種・重要種

本市には、三国山や猿投山、海上の森などの緑豊かな森林や特徴的な湿地が多くあります。そこには、里山の代表種であるギフチョウや、湿地性植物であるシデコブシ、マメナシといった希少な生物が生息・生育しています。

また、瀬戸川、矢田川、水野川など約 80 の河川が市内を流れており、市域北部を流れる蛇ヶ洞川には、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息も確認されています。

■ 外来生物

本市でみられる代表的な外来種は、アライグマ、ハクビシン、ヌートリアですが、カミツキガメやセアカゴケグモのように人体に危険が及ぶ種も確認されています。

また、蛇ヶ洞川においては、オオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオとの交雑個体の確認や国内外来種（国内由来の外来種）であるオヤニラミも大きな問題となっています。

本市では捕獲器の貸し出しなどによる対策や、ホームページなどにより、市民へ注意喚起を行っています。

コラム 瀬戸市周辺に生息する希少種・重要種

愛知県では、平成 13 年度（2001 年度）に「レッドデータブックあいち」がとりまとめられました。その後、2 度の見直しが行われ、令和元年度（2019 年度）には「レッドデータブックあいち 2020」がとりまとめられました。

瀬戸市では、ハチクマ、オオサンショウウオ、ホトケドジョウなど、多くのレッドデータブックに掲載された種が確認されています。

「レッドデータブックあいち 2020」から推定される、瀬戸市周辺に生息する希少種・重要種の種数を下表に示します。

🔍 詳しい内容を見る

レッドデータブック
あいち 2020



（愛知県ホームページ）

愛知県 レッドデータブック

レッドデータブックあいち 2020 に掲載された種数

区分	哺乳類※1	鳥類※2	爬虫類・両生類※1	魚類※3	昆虫類・クモ類※1	維管束植物※1
愛知県	29	87	6・14	39	214・39	630
瀬戸市周辺	14	-	3・6	11	49・13	174

※1：哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、維管束植物は、瀬戸市を含むメツシュ（5237702、5237604、5237611、5237613、5237602、5237711）で記載されている種数を示しています。

※2：鳥類は、瀬戸市周辺での確認種の抽出が不可能であったため、種数を記載していません。

※3：魚類は、瀬戸市を流れる河川（庄内川及び庄内川水系）や、県内各地と記載された種のうち、河口や汽水域に生息する種を除いて抽出しています。

出典：「レッドデータブックあいち 2020」（愛知県ホームページ）を加工して作成

(7) 自然環境などとの調和に配慮した開発

近年、大規模に森林を伐採する太陽光発電施設の建設が全国的に進んでいます。本市においても民間事業者による建設計画がみられるなど、自然環境や生活環境を保全する上での懸念要因になっています。

大規模な太陽光発電施設の建設は、森林の伐採など土地利用を変化させることで大気中に二酸化炭素を排出することになるため、地球温暖化問題の解決につながらず、生物多様性をも失わせることとなります。このように、再生可能エネルギーの開発にあたっては、自然環境や生活環境との調和が求められます。

そこで、本市では、平成 31 年（2019 年）3 月に「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、森林の伐採など自然環境や生活環境への影響が及ぶ可能性のある太陽光発電設備の設置に際し、開発の面積要件や発電出力の要件に従い、市民への説明や自治会などの地元組織との協定の締結などを義務づけました。条例施行後は、自然環境及び生活環境を大きく改変する大規模設備の設置申請がなくなるなど成果が出ています。

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

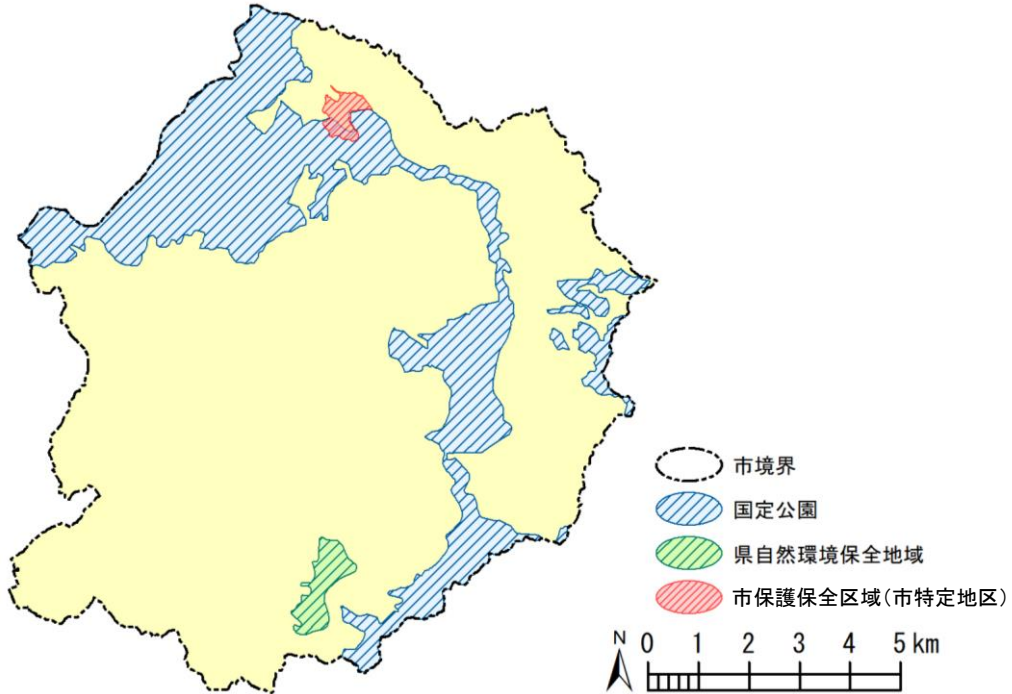
第
5
章

巻
末
資
料

(8) 保護・保全された地域

自然環境や生態系を守るために、国定公園、県自然環境保全地域及び市保護保全区域（市特定地区）※などの保護・保全された地域が設定されています。本市では市域の約 25%が保護・保全された地域に設定されています。

※「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」に基づいて指定された特定区域を指します。



出典：国定公園 「国土数値情報（自然公園地域データ）」（国土交通省）を加工して作成
 県自然環境保全地域 「国土数値情報（自然保全地域データ）」（国土交通省）を加工して作成
 市保護保全区域 瀬戸市提供データを加工して作成

コラム 「30by30 目標」 / 保護地域及び OECM

30by30（サーティー・バイ・サーティー）目標とは、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

「30%」という数字は、生物多様性や生態系サービスを確保するために必要とされる数字です。国立公園などの「保護地域」に加えて、OECM(other effective area-based conservation measures) によって達成を目指していくことになります。OECM については、公有地はもとより企業などの民間の所有地などにおける民間による取組が、達成のための重要なカギとなります。また、この目標の達成に向けては、面積割合を増加させることに加え、効果的に保全及び管理することにより質を高めることも重要です。

保護地域(オレンジ)とOECM(みどり)でつながる国土の健全な生態系のイメージ(環境省作成)



保護地域以外にも、里地里山、水源の森、都市の自然など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献している



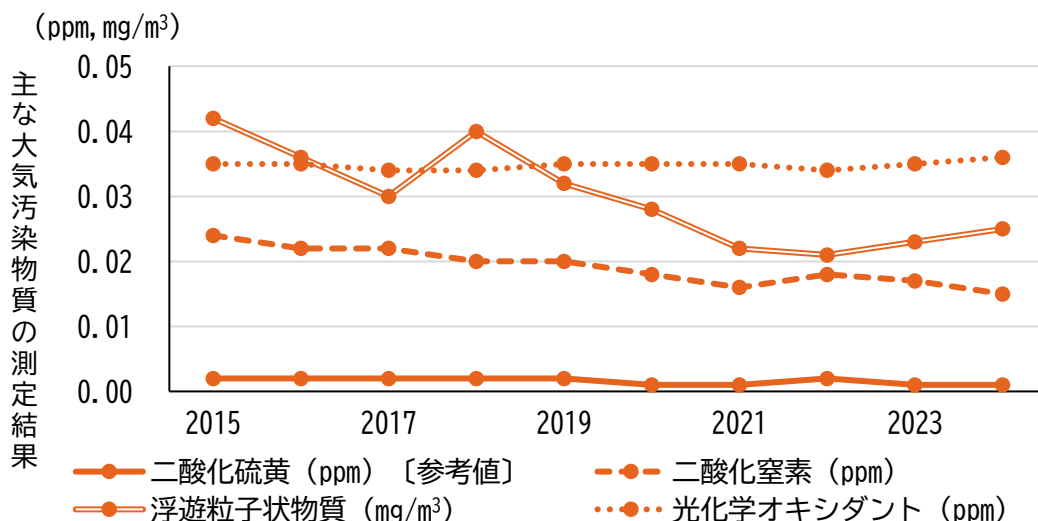
出典：環境省ホームページ

2.2. 生活環境の現状

(1) 環境基準の達成状況

■ 大気環境

大気環境の環境基準が設定されている4項目について、平均値の推移をみると、二酸化窒素は減少傾向で、二酸化硫黄及び光化学オキシダントは横ばいで推移しています。



出典：愛知県ホームページ 大気汚染調査報告ダウンロード「年度大気汚染調査報告」

※本グラフは、瀬戸市陶原町（自動車排出ガス測定局）における以下の値を示しています。ただし、二酸化硫黄は瀬戸市内で測定していないため、尾張旭市東大道町（一般環境大気測定局）における値を参考値として掲載しています。

二酸化硫黄：日平均の2%除外値

二酸化窒素：日平均値の年間98%値

浮遊粒子状物質：日平均の2%除外値

光化学オキシダント：昼間の年平均値

主な大気汚染物質の測定結果（平均値の推移）

令和6年度(2024年度)における環境基準の達成状況について、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は環境基準値を上回ることはありませんでしたが、光化学オキシダントは環境基準値を上回ることが複数回確認されました。

【大気汚染の環境基準値】

二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

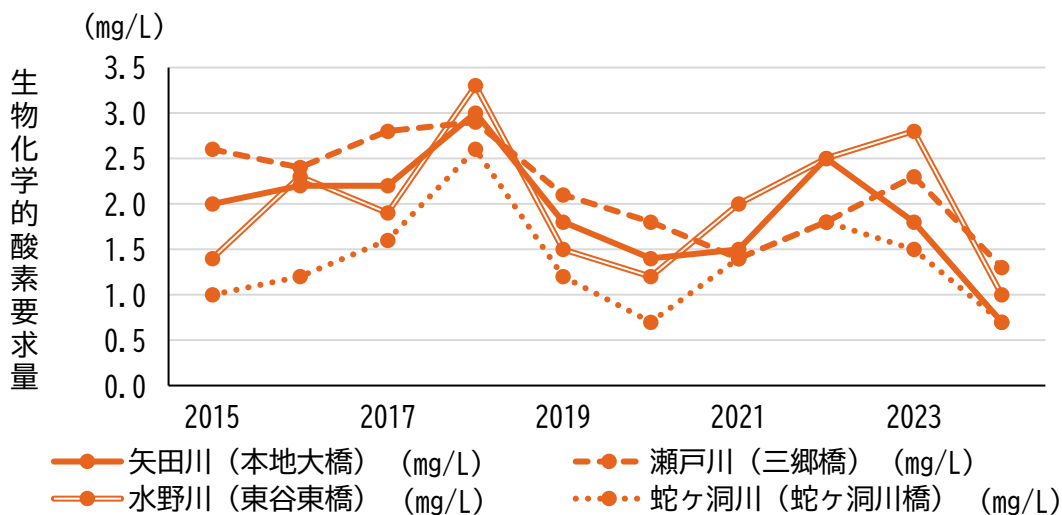
■ 河川水質

本市では、公共用水域の水質を毎年定期的に調査しています。河川の水質については、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質質量(SS)、溶存酸素量(DO)及び大腸菌数の5項目(大腸菌数はAA類型及びA類型のみ)で環境基準の達成状況を判断しています。

令和6年度(2024年度)は、市内4河川のうち、瀬戸川(D類型)、矢田川(C類型)、水野川(C類型)で本計画の基準を達成できており、これは平成16年度(2004年度)から続く結果となっています。また、蛇ヶ洞川(A類型)では、令和3年度(2021年度)まで大腸菌群数※のみ基準を達成できていませんでしたが、令和4年度(2022年度)以降はすべての基準を達成できています。

なお、環境基準項目の内、河川の水質を保全するために用いられる重要な水質指標である生物化学的酸素要求量(BOD)は、蛇ヶ洞川(A類型)において、平成30年(2018年)に基準を超過しましたが、それ以外は各河川とも環境基準内での推移となっています。

※環境省が令和4年(2022年度)4月1日に施行した環境基準の見直しにより、大腸菌群数が大腸菌数に変更されました。



出典：瀬戸市ホームページ「環境基本計画年次報告書」

※令和2年度(2020年度)から調査位置が変更されました。

矢田川(菱野橋)→矢田川(本地大橋) 瀬戸川(共栄橋)→瀬戸川(三郷橋)

水野川(荏坪橋)→水野川(東谷東橋)

市内4河川の生物化学的酸素要求量(BOD:75%値※)の推移

※75%値：一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値

【河川水質の環境基準値(本市関連分のみ)】

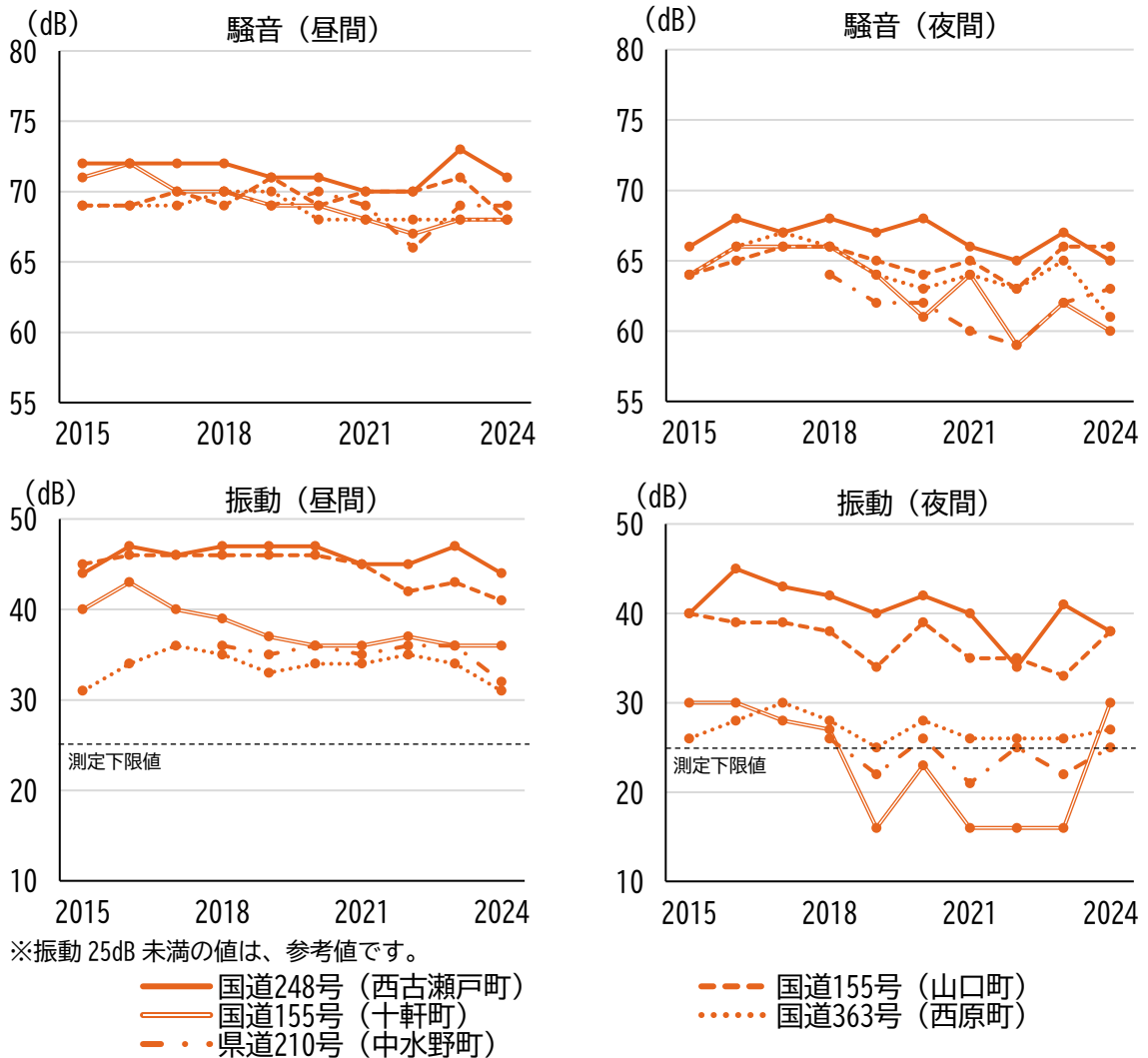
類型	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—

河川の水質基準(生活環境項目)は、指定された水域ごとに「AA」「A」「B」「C」「D」「E」の6つの類型(等級)が定められ、それぞれの類型ごとに異なる基準値が定められています。一般的に「AA」類型の河川の水が一番きれいとされています。

■ 道路の騒音・振動

騒音規制法及び振動規制法に基づいて、国道155号や国道248号などの主要な道路を走行する自動車の騒音と振動を、市内5地点にて定期的に測定しています。

騒音・振動については、「環境基準（維持されることが望ましいとされる水準）」に加え、「要請限度（交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準）」の2つの値で評価しています。測定結果は全地点ほぼ横ばいで推移していますが、一部未達成の地点があります。



出典：瀬戸市ホームページ 「環境基本計画年次報告書」

騒音・振動の測定結果（時間区分平均値）の推移

【道路交通の騒音・振動に関する環境基準値及び要請限度の例】

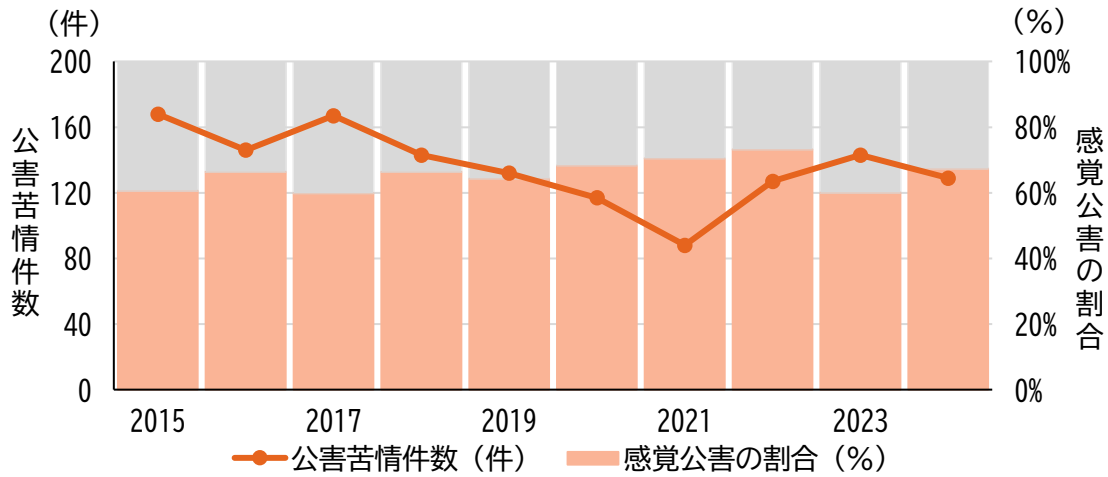
		昼間	夜間
環境基準値 (維持されることが望ましいとされる水準)	騒音	70dB	65dB
	要請限度 (交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準)	75dB	70dB
	振動	65dB	60dB

※振動の環境基準値は特に設けられていません。

(2) 公害苦情処理

公害※苦情の申立件数は年間 90～170 件程度で推移しています。公害苦情全体に対する感覚公害（騒音、振動、悪臭）の割合が半数以上となるなど、日常生活における感覚的・心理的被害に対する市民の関心が強くなっていることがうかがえます。

※ 公害：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7つに分類されます。



出典：瀬戸市ホームページ 「環境基本計画年次報告書」

公害苦情件数と感覚公害の割合の推移



(3) 廃棄物処理の状況

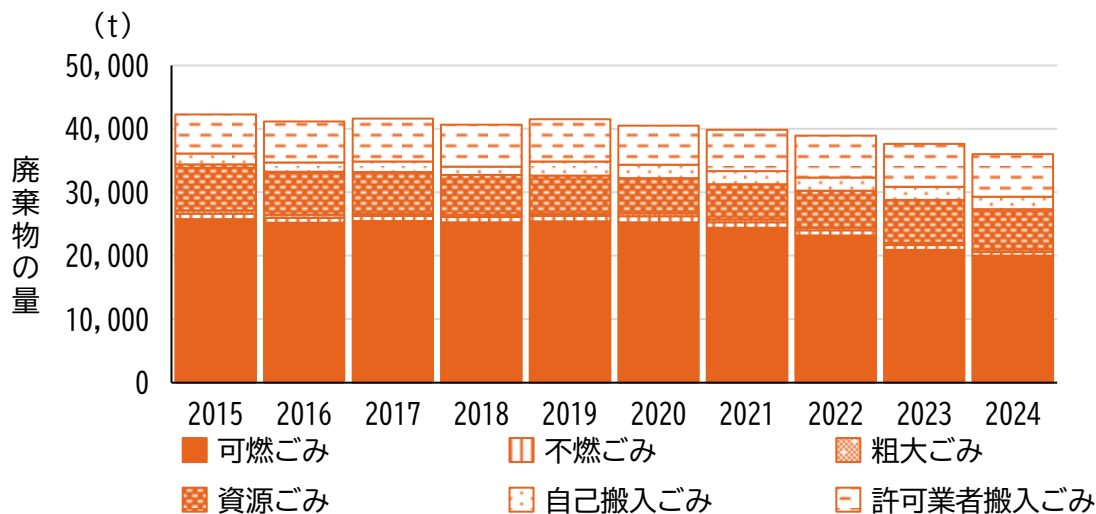
■ 一般廃棄物

総ごみ排出量は、令和2年度（2020年度）まで横ばい傾向でしたが、それ以降減少傾向となっており、令和6年度（2024年度）では36,024tとなっています。

また、令和6年度（2024年度）の家庭からの1人1日あたりのごみ・資源の排出量は638gであり、減少傾向で推移^{※1}しています。同じく、資源化率^{※2}は21.8%となっており、こちらは横ばい傾向にとどまっています。

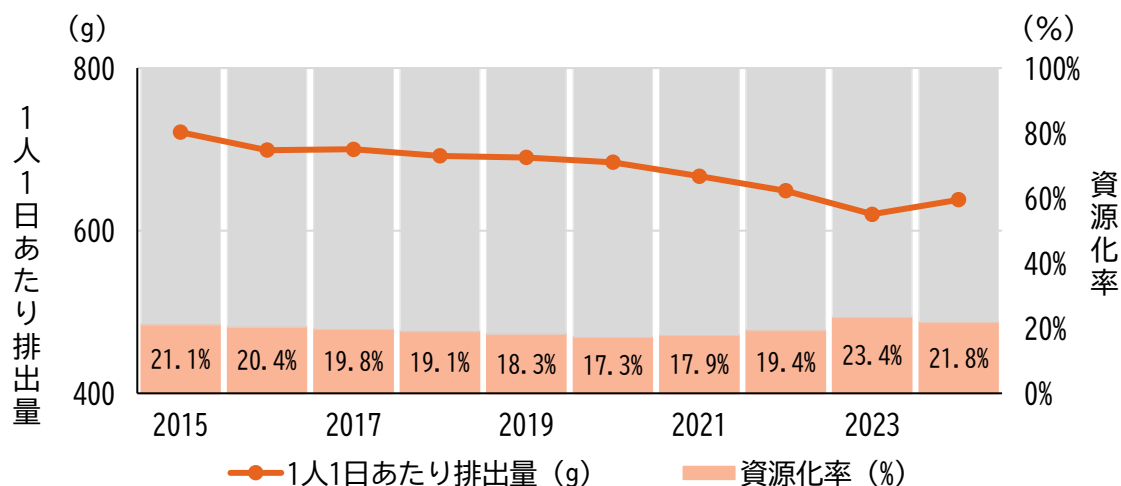
※1 令和6年度（2024年度）から家庭系、事業系ごみは集計方法を一部見直したため、令和5年度（2023年度）以前と整合しません。なお、合計の集計方法に変更はありません。

※2 「資源化率」=資源物÷（家庭ごみ+資源物）×100



出典：瀬戸市統計書

家庭ごみ、事業系ごみ、家庭から出される資源物の量の推移



出典：瀬戸市ホームページ 「環境基本計画年次報告書」

1人1日あたりの排出量（家庭から排出されるごみ及び資源物）、資源化率の推移

■ 産業廃棄物

本市は、他の県内市町村と比較して産業廃棄物などの関連施設が多く、愛知県内の最終処分場の埋立面積の約 65%（海面最終処分場を除く）が立地しています。生活環境の維持や環境保全上の支障から、市民と事業者の間で紛争が発生していました。

そこで、平成 14 年（2002 年）3 月に「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を制定しました。本条例により、事業者計画の事前公開や、説明会の開催、地元組織との環境保全協定の締結を義務付けました。さらに、平成 24 年（2012 年）7 月に「産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」を策定し、環境保全対策書の作成方法を具体化しました。これらの仕組みにより、住民と事業者との合意形成が図られるよう取組を進めてきました。

また、同時に「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例」を制定しました。本条例は、産業廃棄物等関連施設の運用に関して、環境汚染のおそれがある行為と認められるときは、指導することができるなど、産業廃棄物等関連施設の適切な運用を図るものとなっています。

■ 不法投棄

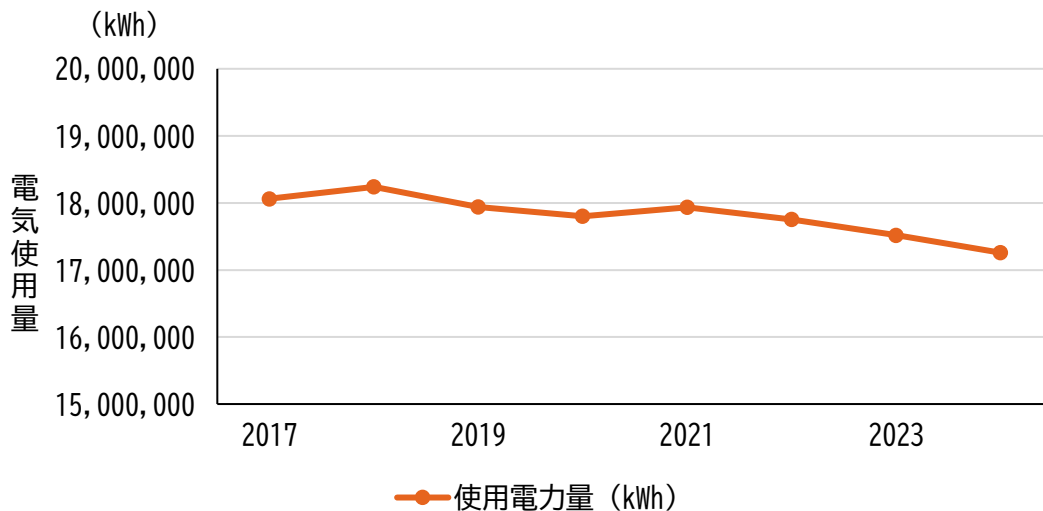
不法投棄対策については、市職員による監視パトロールや地域の青色パトロールと連携した巡回活動を実施し、不法投棄場所などの確認や投棄物の処理を行っています。また、不法投棄が頻発する場所に監視カメラを設置し、不法投棄の抑止に努めています。



2.3. 地球環境の現状

(1) エネルギー関連の状況

公共施設における電気使用量は、わずかに減少傾向で推移しています。令和6年度（2024年度）は17,259,372kWhで、本計画策定時の令和3年度（2021年度）から約3%削減しています。



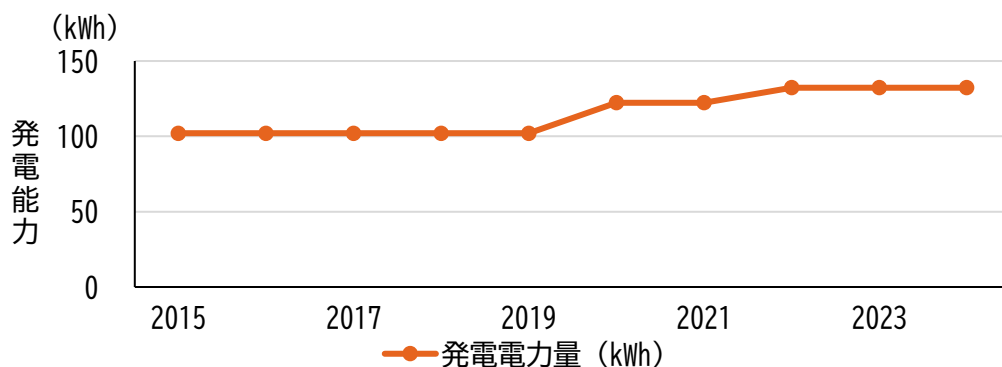
出典：瀬戸市ホームページ 「環境基本計画年次報告書」
公共施設の電気使用量の推移

また、平成26年度（2014年度）に市役所新庁舎が建設され、新たに太陽光発電システムを屋上に設置するなど、市内12施設で新エネルギー設備が導入されています。

太陽光発電システム（10施設）による発電能力は、令和6年度（2024年度）に132.4 kWと増加傾向にあります。



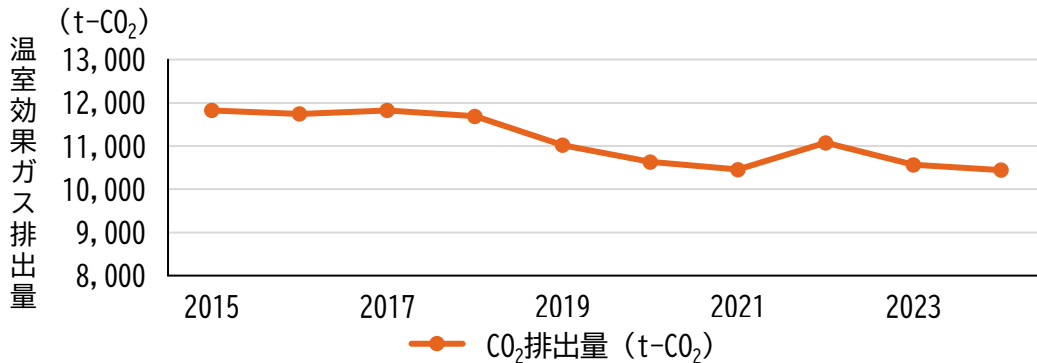
市役所新庁舎の太陽光発電システム



出典：瀬戸市ホームページ 「環境基本計画年次報告書」
公共施設の発電能力の推移

(2) 温室効果ガスの排出量

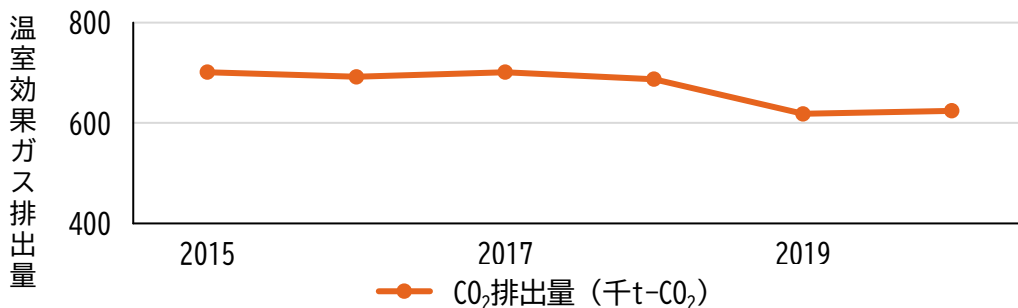
本市の事務事業から排出される温室効果ガス(CO₂)は、令和6年度(2024年度)で10,444t-CO₂であり、平成29年度(2017年度)以降は減少傾向となっています。市では、平成23年度(2011年度)には「節電!ピークカットアクションプラン」を、平成24年度(2012年度)には「夏季瀬戸市節電対策取組方針」「冬季瀬戸市節電対策取組方針」を定め、以降、継続して節電を推進しており、これらの効果もあり減少傾向となっていると推察されます。



出典：第4次エコオフィスプランせと（瀬戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））
瀬戸市ホームページ 「環境基本計画年次報告書」

市の事務事業から排出される温室効果ガスの推移

市域から排出される温室効果ガス(CO₂)は、令和2年度(2020年度)で624千t-CO₂であり、平成25年度(2013年度)と比べて約23%減少しています。



出典：瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
瀬戸市ホームページ 「環境基本計画年次報告書」

市域から排出される温室効果ガスの推移

コラム 本市の地球温暖化に関する計画

本市は、地球温暖化対策を推進するため、市域全体の取組を記載した「瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と瀬戸市が行う事務事業の取組を記載した「第4次エコオフィスプランせと（瀬戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））」を策定しています。

地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量削減に向け、市民・事業者・市などの役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

🔍 詳しい内容を見る

区域施策編



(瀬戸市ホームページ)

瀬戸市 区域施策編

検索

事務事業編



(瀬戸市ホームページ)

瀬戸市 事務事業編

検索

(3) 各主体（市民・事業者・市）の取組状況

本市では、平成 28 年（2016 年）に「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」（平成 31 年（2019 年）名称改正）を創設し、住宅用太陽光発電施設と住宅用エネルギー管理システム（HEMS）、定置用リチウムイオン蓄電システムの一体的導入の補助を進め、令和 2 年度（2020 年度）には、補助の申請と問い合わせを合わせて 64 件受け付けるなど、市民のニーズが高いことがうかがえます。

地球温暖化防止について、基本方針と具体的な取組を行う旨の宣言をするなど、事業者による温暖化の取組の仕組みである「瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定書」に基づく協定を市と締結する事業者の数も増加しています。また、市も一事業者として、平成 30 年（2018 年）6 月に「第 3 次エコオフィスプランせと」を策定し、これまでに実施してきた節電など具体的な取組を継続し、温室効果ガスの削減に努めています。

2.4. 連携・協働の現状

(1) 市民・事業者などの連携・協働の状況

本市では、市民による「せと・まるっと環境クラブ」と、事業者による「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」の 2 つのパートナーシップ型組織があります。

「せと・まるっと環境クラブ」による自然観察会やカタクリ群生地での草刈りなどの環境活動、「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」による蛇ヶ洞川清掃活動や「省エネ講演会&環境取組発表会」などの環境活動が、それぞれ市と市民、市と事業者の 2 者連携により、継続的に実施されるとともに、市民・事業者・市の 3 者連携につながる取組も進めています。



「せと・まるっと環境クラブ」による
自然観察会



「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」
による蛇ヶ洞川清掃活動

(2) 環境教育・環境学習の実施状況

本市では、市民や事業者、大学などと連携して、市主催で行う「せと環境塾」により、岩屋堂や定光寺周辺（定光寺公園、定光寺野外活動センターなど）、海上の森、東大演習林でのフィールドワークや、資源リサイクルセンターでの環境講座を実施しています。その他、講師派遣による小中学校や保育園への出前講座なども実施しています。

(3) 環境情報の発信の状況

本市では、環境情報ポータルサイトの展開として、市環境課公式インスタグラムを令和2年（2020年）から運用を開始し、定期的に情報発信を行っています。

コラム パートナーシップ型組織の変遷

平成11年度（1999年度）に策定された第1次瀬戸市環境基本計画では、市民・事業者・行政がパートナーシップを形成し、相互に支援しあって環境問題に取り組むことが求められていました。

平成19年度（2007年度）には、事業者のパートナーシップ型組織として、市内の事業者が中心となって、「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」が発足しました。地域における環境活動を推進するとともに、環境に関する情報交換、異業種での交流、ネットワークづくりの促進を図ることを目的として、蛇ヶ洞川清掃活動を始めとして様々な環境保全の取組を進めてきました。

平成23年度（2011年度）には、市民のパートナーシップ型組織として「せと・まるっと環境クラブ」が発足しました。市民と行政とが連携し、瀬戸市環境基本計画の計画理念の実現を目的として、自然観察会を始めとして様々な取組を進めてきました。市民と事業者との連携・協働によるパートナーシップ型組織の設立と、組織的な活動は、当時、先進的なものでした。

令和2年度（2020年度）に策定された第3次環境基本計画において、更に協働の取組を発展させるために、市民・事業者の垣根を超えた合同協議体の設立を進めることが課題となりました。

令和5年度（2023年度）には、市民、市民団体、事業者、学術機関、教育機関などと行政が協働し、持続可能なまちづくりの実現を目指すため、「サステナブルせと」が設立されました。

「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」は、新たなパートナーシップ型組織「サステナブルせと」に参加希望事業者が合流する形となり、令和5年度をもって活動を終了しました。

パートナーシップ型組織の持つ理念や活動は、市が環境保全の取組を進める上で必要不可欠であり、重要なものですので、今後も更なる活躍が望まれます。

3. 市民・事業者の環境に関する意識（令和2年（2020年）実施）

3.1.1 アンケート実施概要

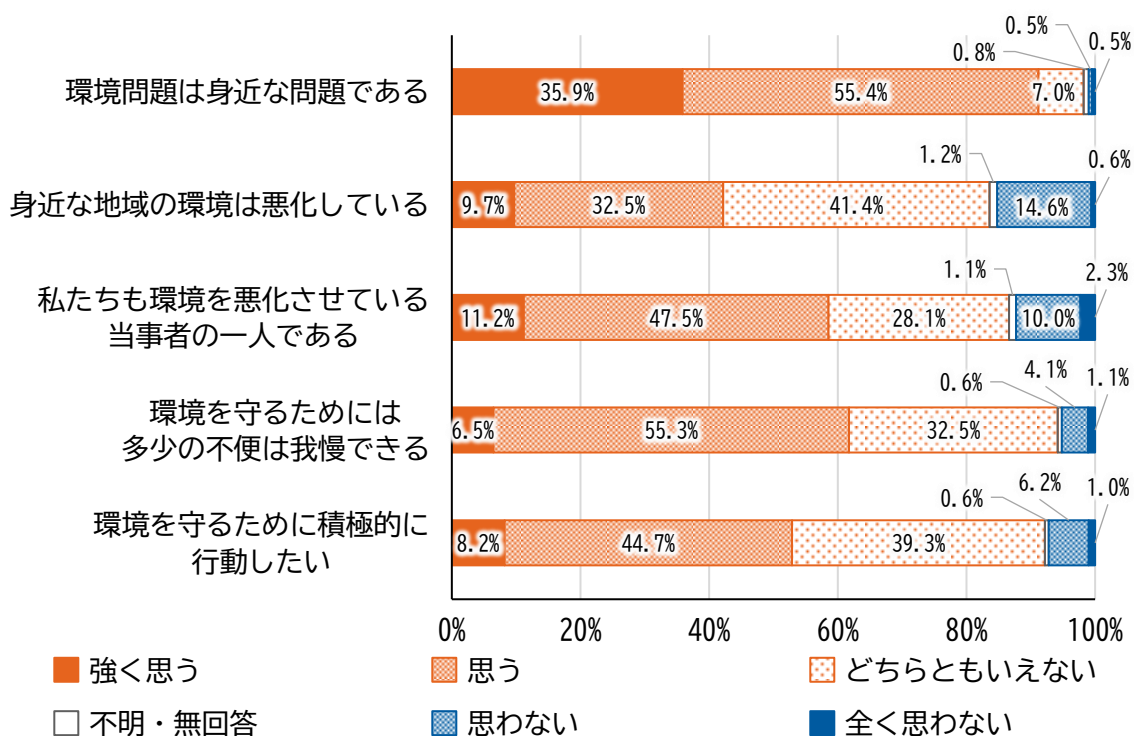
本市を取り巻く環境に関する、市民や事業者の意識や意向を把握するため、アンケート調査を以下のとおり実施しました。

アンケート実施概要

内 容	市 民	事業者
対象者	16歳（高校生）以上の市民	市内で事業を営む事業所
配布数	2,000人	200社
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出 ※年齢、地域のバランスを考慮	瀬戸市企業ガイドブックなどから抽出
期間	令和2年（2020年）1月27日～2月12日	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収数（率）	834件（41.7%）	54件（27.0%）

3.1.2 アンケート結果概要

環境問題に関する市民の意識としては、特に「環境問題は身近な問題である」という問いに対し、「そう思う（強く思う、思う）」という回答が91.3%となっており、回答者の環境問題への意識が高いことがうかがえます。

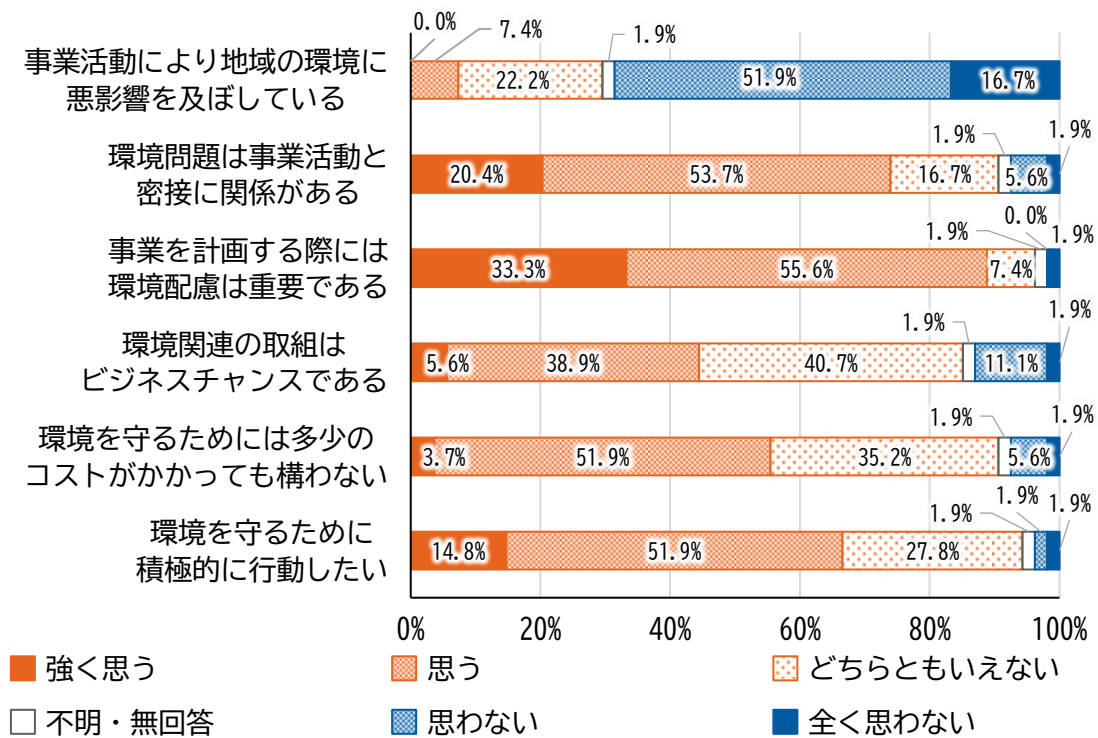


※グラフ内の数値については、端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

環境問題に対する考え方について【市民】

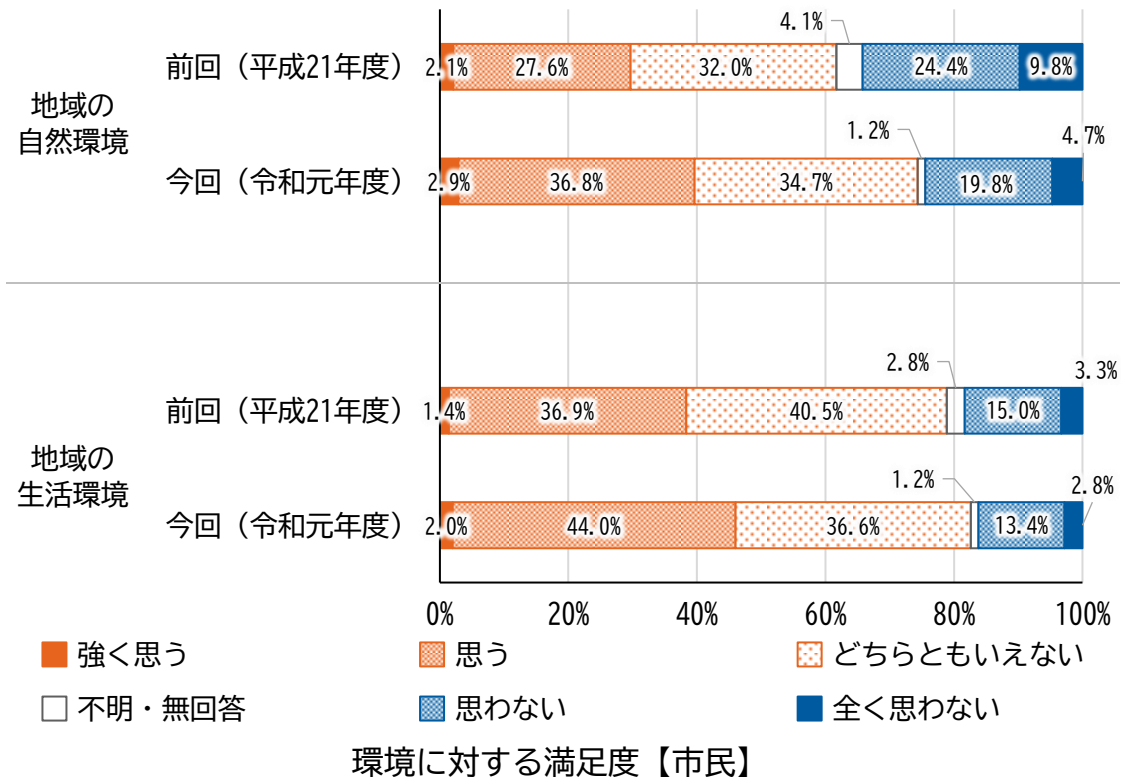
市内で事業を展開する事業者の意識としては、「事業活動により地域の環境に悪影響を及ぼしている」という問いに対しては、68.6%の事業者が「そう思わない（思わない、全く思わない）」と回答しています。一方で、「事業活動を計画する際には環境配慮は重要である」に対しては、「そう思う（強く思う、思う）」が 88.9%となっており、環境への意識を高く持つ事業者が多くなっています。

また、「環境関連の取組はビジネスチャンス」という問いに対しては、「そう思う（強く思う、思う）」が 44.5%となっており、「そう思わない（思わない、全く思わない）」の 13.0%に対し、31.5ポイント上回っています。

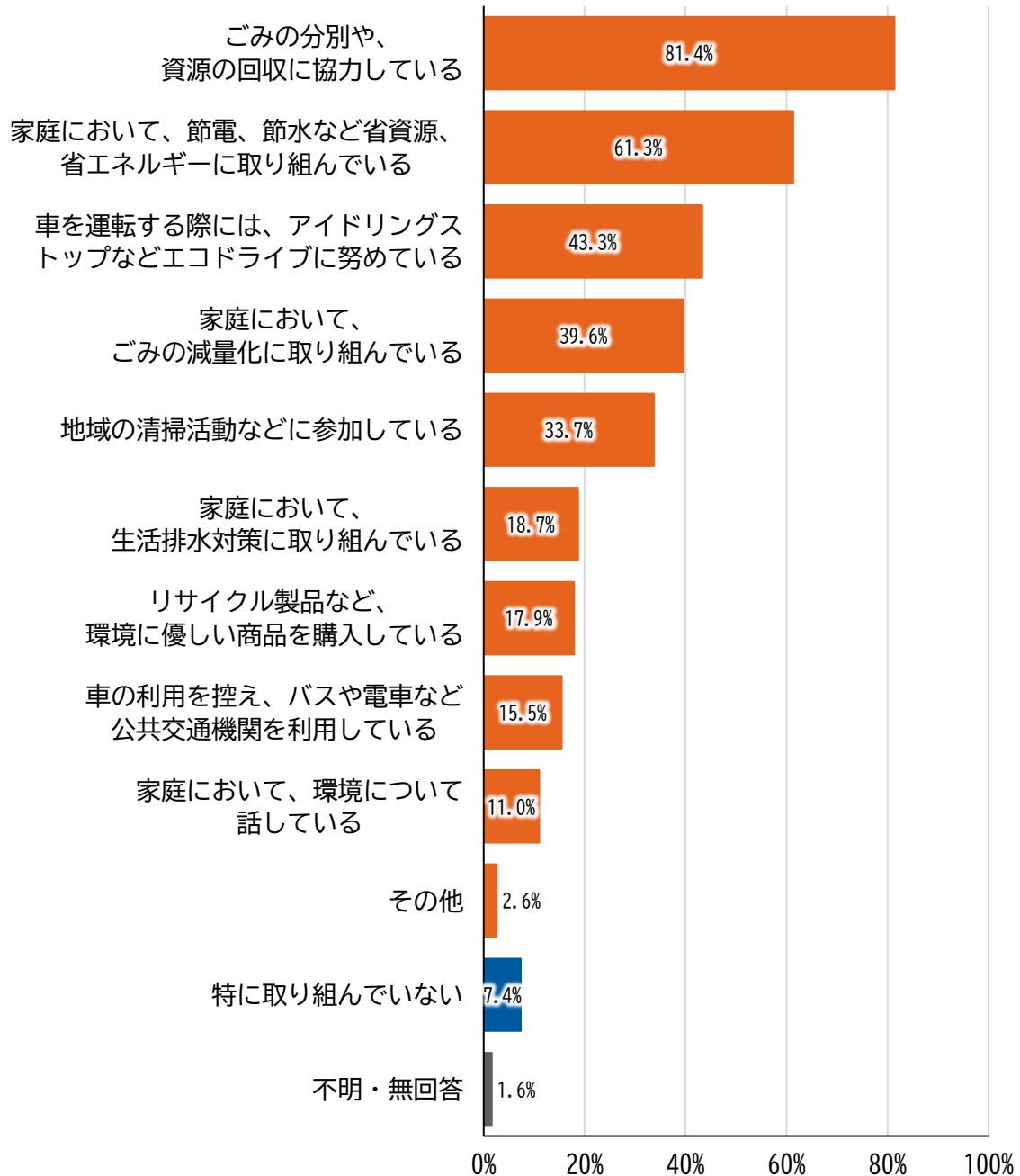


環境問題に対する考え方について【事業者】

自然環境や生活環境といった、お住いの地域の環境に関する市民の満足度については、前回調査（平成21年度（2009年度））と比較すると、いずれの項目も満足度が上がっており、特に地域の生活環境に対する満足度は、「満足している（強く思う、思う）」が46.0%で、「満足していない（思わない、全く思わない）」の16.2%に対し、29.8ポイント上回っています。



市民が行っている環境への取組については、「ごみの分別や、資源の回収に協力している」とする回答が全体の81.4%と最も割合が高くなっています。また、「特に取り組んでいない」という回答も7.4%ありました。

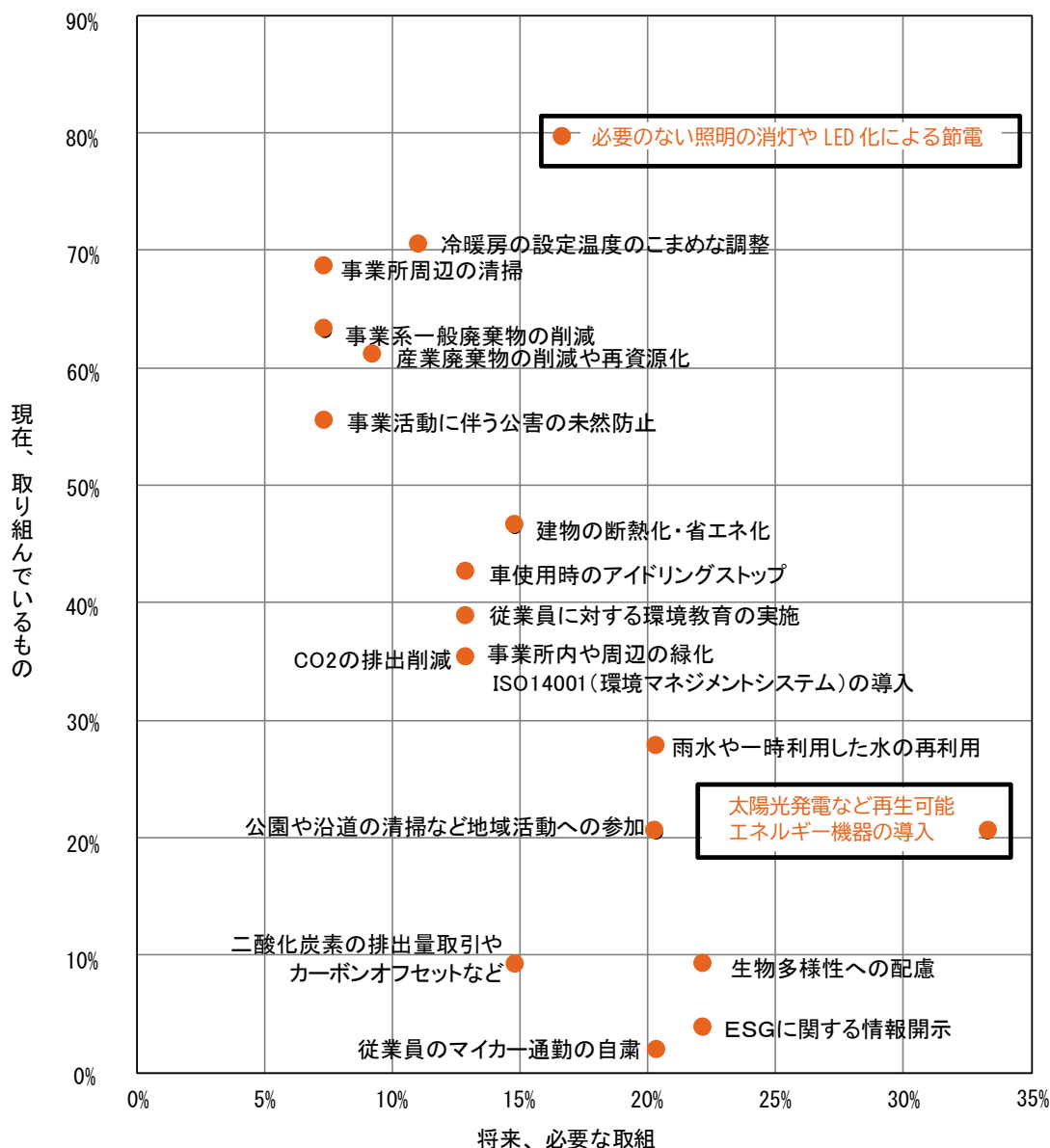


実行している環境に対する取組【市民】

一方で、事業者が環境保全のために行っている取組として、現在行っている「環境保全のための取組」については、「必要のない照明の消灯やLED化による節電」が全体の約8割を占め、多くの事業者が取り組んでいます。

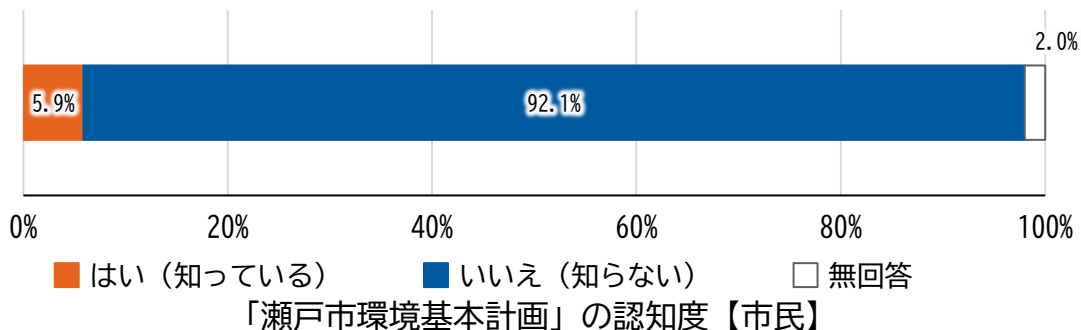
「将来、取組が必要なもの」については、「太陽光発電など再生可能エネルギー機器の導入」が全体の33.3%と最も割合が高くなっています。

取組項目について、現在行っているものと将来必要なもので分析すると、「生物多様性への配慮」や「ESGに関する情報開示」のように、概ね、現在取り組んでいない項目について、将来取り組んでいきたいという意向がうかがわれます。



環境保全のための取組（現在×将来）【事業者】

「瀬戸市環境基本計画」についての市民の認知度は、「知らない」とする回答が92.1%となっており、前回調査（「知らない」88.8%）と比較しても、計画自体の認知度は低下しています。



4. 第3次瀬戸市環境基本計画の中間評価

本計画では、基本方針及び重点環境施策ごとに環境指標を設定し、毎年指標の達成状況を確認することで、計画の進捗状況を測っています。

「総ごみ排出量」や「再生可能エネルギー普及のための啓発講座の実施回数」は目標を達成していますが、「自然とのふれあい講座やイベント実施回数及び参加人数」や「身近な生態系の自然環境調査の実施」は伸び悩んでいます。

また、中間改定にあたり、施策の効果を測る指標への変更や生物多様性に係る新たな指標の追加を検討する必要があります。

	指標	単位	目標の方向性及び目標値	当初値 2019	実績値（年度）				評価	
					2021	2022	2023	2024		
1瀬戸の“しぜん”	保護・保全された森林の面積	ha	↑	2,578.45	2,578.45	2,578.45	2,578.45	2,578.45	B	
	森林の総面積	ha	→	6,300	6,299	6,297	6,301	6,288	C	
	自然とのふれあい講座やイベント実施回数及び参加人数	講座/年 人/年	↑	47 1,133	43 1,041	60 1,344	53 953	46 752	C C	
2瀬戸の“くらし”	環境基準の達成状況	大気汚染 (二酸化硫黄など4項目)	-	-	光化学オキシダント以外達成	光化学オキシダント以外達成	光化学オキシダント以外達成	光化学オキシダント以外達成	光化学オキシダント以外達成	-※1
		河川水質汚濁 (瀬戸川など4河川)	-	-	蛇ヶ洞川以外達成	蛇ヶ洞川以外達成	達成	達成	達成	-※1
		道路騒音・振動 (十軒町など5地点)	-	-	西古瀬戸町以外達成	西古瀬戸町以外達成	達成	西古瀬戸町、山口町以外達成	西古瀬戸町、山口町以外達成	-※1
	資源物を含む一般廃棄物の量(総ごみ排出量)	t	↓	41,488	39,852	38,930	37,589	36,024	A	
	家庭から回収される資源物の割合	%	↑	18.3	17.9	19.4	23.4	21.8	A	
	「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」の補助申請及び問い合わせ件数	件/年	↑	63	63	65	61	64	A	
3瀬戸の“ひとびと”	環境配慮に取り組んでいる事業所の数	事業所	↑	115	104	98	92	82	C	
	環境ビジネスに関連する情報発信回数	回	↑	未実施	1	1	2	4	A	
	「せと環境塾」などの実施数及び参加人数(認定講座、イベントなど含む)	講座/年 人/年	↑	53 1,256	45 1,061	63 1,344	50 791	67 1,044	B C	
重点環境施策1	市民との連携・協働による保全の取組	件	3以上	1	1	1	2	2	B	
	特定地区の指定箇所数	地区	3	1	1	1	1	1	B	
	身近な生態系の自然環境調査の実施	回/年	1以上	0	0	1	2	0	C	
重点環境施策2	再生可能エネルギー促進のための新規補助金の導入件数	件	1以上	0	0	0	1	2	A	
	再生可能エネルギー普及のための啓発講座の実施回数	回/年	1以上	0	0	0	1	1	A	
重点環境施策3	パートナーシップ型組織の参加数(市民)	人	100以上	59	47	48	40	44	C	
	パートナーシップ型組織の参加数(事業者)	事業者	100以上	57	57	57	57	8	-※2	
	オンラインを活用した講座の実施	講座/年	2以上	0	1	1	1	1	B	

評価 A：目標値を達成している B：現状値が当初値を上回っているまたは当初値を維持しているが、目標値には達していない C：現状値が当初値を下回っている

※1 モニタリングのために設定し環境基準で評価する指標のため、計画進捗としての評価は記載していません。

※2 計数対象とする制度を変更したため、計画進捗としての評価は記載していません。

5. 瀬戸市の環境課題

5.1. 自然環境に関する課題

(1) 特定地区の指定拡大と既存地区における保全活動の実施

本市では、緑豊かな森林や湿地、河川などで多くの生物が生息・生育し、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息地や、希少な植物（シラタマホシクサなど）が生ずる湿地など、優れた自然環境が多く残されています。

■ 下半田川町蛇ヶ洞川エリア

現在は、「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」に基づき、「下半田川町蛇ヶ洞川エリア」が特定地区として指定され、「保護及び保全計画書」が策定されるなど、市独自の優れた自然環境を保護・保全するための道筋がつけられました。今後は、「保護及び保全計画書」に基づき地元住民と共に保全を進めているが、継続して実施することが必要です。

また、保全に向けては、知名度が高いオオサンショウウオだけではなく、周辺の自然環境・多様性についても市民へ啓発をしていく必要があります。

なお、近年では、外来種の侵入（オオサンショウウオの交雑個体、国内移入種のオヤニラミなど）が新たな課題となっており、特にオオサンショウウオ交雑個体は特定外来生物の指定となったことから、関係する部署と連携して対応していく必要があります。

■ 新地区指定に向けた検討

第2次計画で抽出された特定地区候補地の新規指定も含め、市内に存在する優れた自然環境の保護・保全に努める必要があります。

特定地区候補地の新規指定にあたり、本市の優れた自然環境や生物の多様性について把握に努め、また、市民の制度の理解を高め、協力体制を構築していく必要があります。

(2) 身近な生き物の生息、生育環境にも配慮した生物多様性保全の充実

令和2年(2020年)には、平成22年(2010年)のCOP10で設定された「愛知目標」の目標年を迎え、生物多様性に対する世界的な注目度は高まっています。

本市においても、市民生活や事業活動の場の近くに森林や河川、湿地などの様々な自然が存在しています。

このような身近な生き物の生息・生育環境にも配慮した生物多様性保全を充実させるためには、外来生物(アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、カミツキガメ、オオキンケイギクなど)の駆除などを図るとともに、優れた自然環境だけでなく身近な自然環境についても市民の理解を深めていく必要があります。

■ 自然環境の適切な保全及び体制の維持

自然環境を適切に保全するために、まず、自然環境情報の更新、最新情報を把握する手法を検討する必要があります。また、開発や耕作放棄などにより、自然環境が変化していることから、関係機関とも連携しつつ適切に保護・保全を継続し、さらに、定期的なモニタリング調査を行っていく必要があります。

■ 外来種・野生動物への対策

地域の生態系に影響を与える外来種について、早期の発見・対応を行っていくことが望めます。特にアライグマ、ヌートリア、ハクビシン及びオオキンケイギクは、駆除を継続していく必要があります。

オオサンショウウオ交雑個体については、保全検討会における専門家の意見を踏まえ、継続的なモニタリングと在来種の保護についての対応を行っていく必要があります。

自然環境の変化などに伴い野生動物が増加、人との軋轢が生じており、対応には、猟友会との連携が必要です。

■ 市民をはじめとしたさまざまな主体の積極的な関わり

保全活動の担い手の確保や、人材の育成と、企業や関係機関、大学などさまざまな主体との連携を進めていく必要があります。

瀬戸市の自然の現状や課題を積極的に市民に発信していく必要があります。

(3) 身近な自然を活かした自然とのふれあいの充実

本市の豊かな自然をよりよい姿で次代につなぐためには、より多くの市民や事業者はその存在の大切さを知ってもらう必要があります。本市には定光寺、岩屋堂、猿投山など多くの自然観光資源があり、市街地には水辺と親しむことができる瀬戸川が流れるなど、身近にふれあうことのできる自然が多く存在します。

今後は、このような自然観光資源や身近な自然を積極的に活用して、ふれあい活動の場や機会を充実していく必要があります。

■ ふれあい活動の場・機会の創出

市内の森林や河川を活用・紹介し、市民に親しみやふれあいをもってもらい必要があります。

せと環境塾など講座による自然環境や生物多様性にふれあう機会を創出しており、今後も継続していく必要があります。

5.2. 生活環境に関する課題

(1) 安全な市民生活の確保、安全な環境のための事業活動の展開

本市における大気環境、河川水質などの環境基準の数値は近年ほぼ横ばいとなっていますが、一部で環境基準を満たしていない項目も残されており、監視・指導体制の強化や迅速な苦情処理など、さらなる対策が必要となっています。

(2) 資源循環を意識したさらなる取組の推進

本市では、市民・自治会代表・事業者と市で構成する「瀬戸市ごみ減量推進会議」による取組が積極的に行われています。また、市民意識調査において、市民が行っている環境への取組で、「ごみの分別や、資源の回収に協力している」市民の割合が 8 割を超えるなど、高い意識を持って取組が進められています。

今後もこの高い意識を保ちつつ、さらなる高水準の資源循環型まちづくりの実現を目指して、各種取組を進める必要があります。

5.3. 地球環境に関する課題

(1) 自然環境などとの調和に配慮した再生可能エネルギーのさらなる促進

近年の世界的な地球温暖化の問題や資源循環に関する課題などは、本市においても無関係ではありません。本市では、令和元年（2019年）に「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、太陽光発電設備を設置する際に一定の基準を設けるなど、太陽光発電設備の設置と自然環境などとの調和を図るための取組を進めてきました。

今後も、市民・事業者が日常生活や事業活動を行う中で、個々が地域や地球環境のことを念頭に置いた取組を進めることが必要であり、それらの取組を後押しする効果的な環境情報の発信と活用を進める必要があります。

(2) 気候変動の影響への適応など新たな問題への対応

近年の夏の猛暑や多発する豪雨災害など、気候変動の影響による異常気象が全国的に増加しており、本市においても今後、想定外の被害が発生する可能性も想定されます。

また、国において、地球温暖化対策となる二酸化炭素の削減といった従来の「緩和策」に加え、近年増加する気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が示されるなど、本市においても新たな問題に対応するための対策を講じておく必要があります。

5.4. 連携・協働に関する課題

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

巻
末
資
料

(1) 多様な主体との連携・協働のさらなる推進

本計画を推進していく中で、市民による「せと・まるっと環境クラブ」及び事業者による「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議※」において、市と市民、市と事業者といった2者連携による取組が行われてきました。

さらに、令和5年度（2023年度）からは、新たに設立されたパートナーシップ型組織「サステナブルせと」において、市民・事業者・教育機関などと市の協働による取組を進めています。

今後はそれぞれの活動の深化を図るとともに、市民・事業者・市の3者連携や、大学などの学術・研究機関との多様な主体との連携・協働も視野に入れた取組を進めていく必要があります。

※「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」は、新たなパートナーシップ型組織「サステナブルせと」に参加希望事業者が合流する形となり、令和5年度（2023年度）をもって活動を終了しました。

(2) グリーンな経済システムの実現

国の「第六次環境基本計画」において、「グリーンな経済システム」の構築が提唱されています。また、市内の事業者の意識調査においても「環境関連の取組はビジネスチャンスである」と考えている事業者が全体の4割を超えるなど、環境への関心度が高まってきています。

さらに、近年ではESG投資が浸透し、「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」といった新しい考え方※も出てきており、環境と経済、社会の統合的向上に向けた動きも加速化されると予想されます。

そのため、市内の事業者においては、従来 of 事業活動に加え、環境に配慮した事業活動を積極的に取り入れていく必要があります。同時に、環境に対する取組を進める事業者を市民、市も一緒になって応援し、グリーンな経済システムの実現を目指す必要があります。

※産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会・産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指すという考え方です。

(3) 市民・事業者の環境に対する意識の向上

豊かな自然環境の保護・保全や、日々変化する様々な環境問題に対応していくためには、市民・事業者の環境に対する意識をさらに上げていく必要があります。そのためには、本市の環境の現状を知ってもらうことや、世界的な環境情勢を理解してもらう必要があります。

また、市や事業者、学術・研究機関など、各種主体が進める環境教育や環境学習といった環境を学ぶための手段や機会を充実させる必要があります。さらに、本市の環境に関する総合的な計画である本計画の市民・事業者に対する認知度を高め、市民や事業者の関心のもと、計画に沿った取組を着実に進めていく必要があります。

6. 中間改定の視点

中間改定にあたっては、達成状況や指標の妥当性を勘案し、以下の内容を必要に応じて見直すことにしました。

■ 生物多様性保全のための取組の充実

本計画では、本市の希少な生物の生息・生育環境などを保護・保全していくための取組を引き続き進めていくとともに、地域の生物多様性をさらに豊かなものにしていくために、市民生活に密接した身近な自然にも目を向けた計画としました。

■ 気候変動の影響への対応

本計画では、従来の緩和策に加え、熱中症対策など日常生活の中で市民や事業者自らが主体となって、気候変動に適応するための取組などを加味した計画としました。

■ 関連計画の策定・改定に伴う更新

本市では、令和3年度（2021年度）以降に「瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「瀬戸市一般廃棄物処理基本計画」を新たに策定・改定しました。これらの計画の内容を、本計画に反映しました。

■ 評価指標の更新

本計画の既存の指標は、より取組の成果を把握できる指標に更新しました。さらに、生物多様性に関する取組や新たに策定・改定された関連計画の進捗を図る指標を新たに設定しました。

第2章 計画理念と基本方針

この章では、本市の課題に基づき、計画理念を実現するための基本方針を示します。

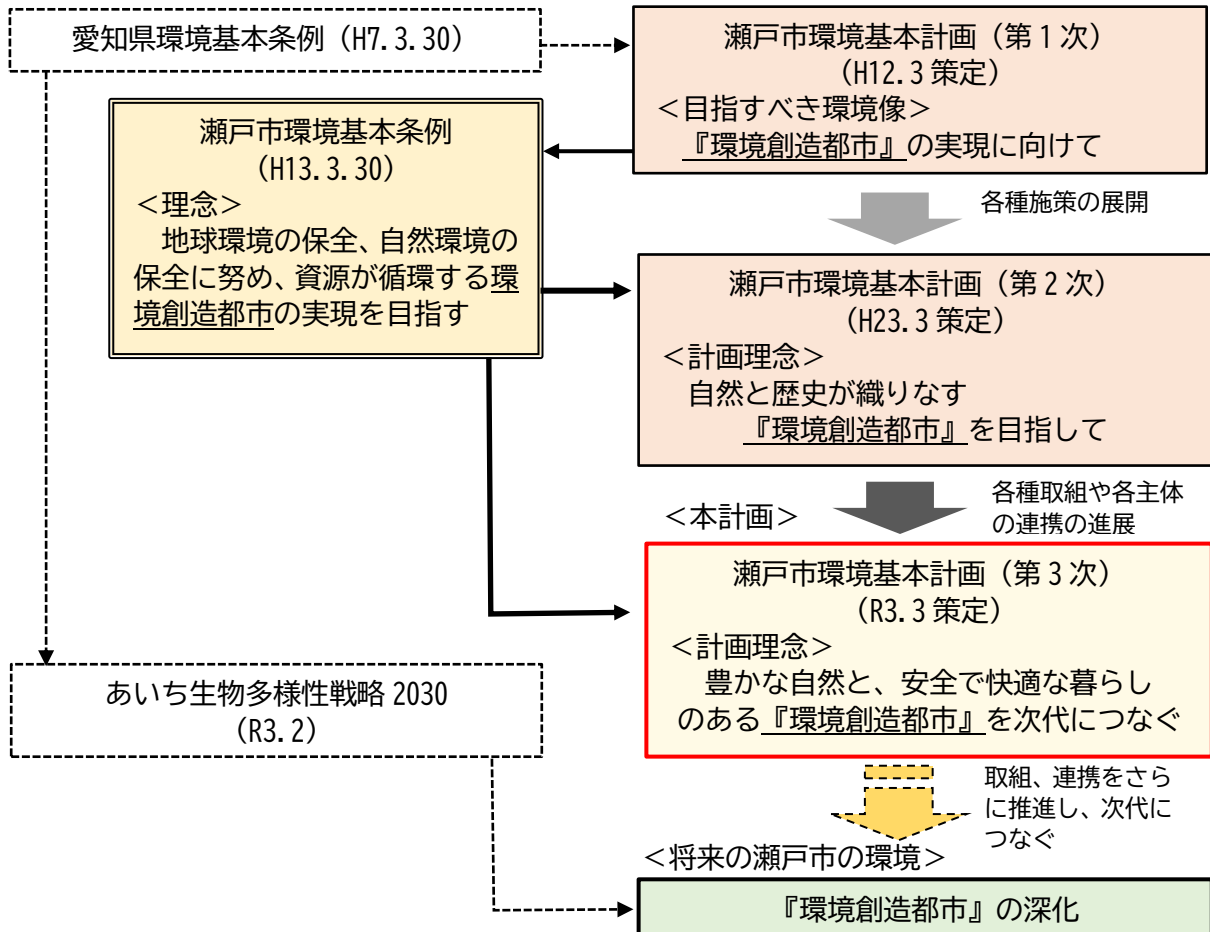
1. 計画理念

瀬戸市環境基本計画では、平成12年(2000年)に策定した第1次計画から、「瀬戸市環境基本条例」(平成13年瀬戸市条例第10号)の理念に掲げられている『環境創造都市』の実現を目指して、各種取組を推進してきました。第3次計画となる本計画においても、『環境創造都市』という本市が目指す環境像を実現し、さらなる深化を目指して、計画理念を以下のとおり設定しました。

計画理念

**豊かな自然と、安全で快適な暮らし
のある『環境創造都市』を次代につなぐ**

計画理念設定の背景



2. 基本方針

本計画では、本市の環境課題を解決し、計画理念を達成するために、以下の3つの対象の基本方針を設定し、施策や各種取組を進めていきます。

1 瀬戸の“しぜん”（瀬戸市生物多様性地域戦略）

緑豊かな瀬戸市の自然にふれながら、大切に守り、後世に伝えていくために貴重な自然環境の保護・保全や、身近にふれ合うことのできる自然の保全・活用などの取組を進めます。

＜瀬戸市生物多様性地域戦略の目指す将来像＞

貴重な自然環境の保護・保全と身近な自然の保全・活用

【対応する SDGs の目標】



2 瀬戸の“くらし”

日々の暮らしの中で瀬戸市の生活環境や地球環境の向上に寄与するために、資源循環型まちづくりや脱炭素社会の実現を目指し、市民や事業者が安心して日常生活や事業活動を営むことができるよう取組を進めます。

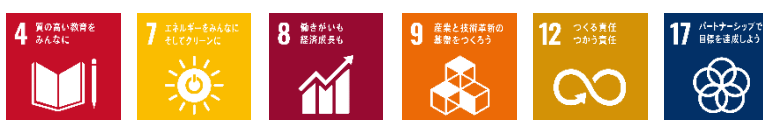
【対応する SDGs の目標】



3 瀬戸の“ひとびと”

持続可能なまちを実現するために、市民、事業者、学術・研究機関、市などの多様な主体の連携・協働や、地域資源を活かしたグリーンな経済システムの構築、市民・事業者の環境意識の向上などにつながる取組を進めます。

【対応する SDGs の目標】



3. 施策体系

施策体系図を以下に示します。



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

巻末資料

第3章 施策の展開

この章では、計画理念及び基本方針を踏まえた、施策の基本的方向と展開について示します。

基本方針ごとに推進すべき基本的方向を示し、継続的な施策を展開していきます。また、基本方針ごとに、目標の方向性を示す環境指標を掲げて、取組の現状把握や進行管理に役立てます。

1. 瀬戸の“しぜん”（瀬戸市生物多様性地域戦略）

緑豊かな瀬戸市の自然にふれながら、大切に守り、後世に伝えていくために優れた自然環境の保護・保全や、身近にふれあうことのできる自然の保全・活用などの取組を進めます。

また、この基本方針は、生物多様性基本法第13条に規定する「瀬戸市生物多様性地域戦略」として位置づけます。

【環境指標】

項目	計画策定時	目標の方向性	現状値
保護・保全された森林の面積 ■保護された面積 ・国定公園・特別地域 1,899ha ・県自然環境保全地域 127.85ha ■保全された面積 ・国定公園・普通地域 498ha ■市保護・保全区域 53.6ha	2,578.45ha (2019年度)	↑	2,578.45ha (2024年度)
森林の総面積	6,300ha (2019年度)	→	6,288ha (2023年度)
オオサンショウウオ保全活動 (夜間観察会・巣穴清掃)の実施回数	—	↑	4回/年 (2024年度)
市民との連携・協働による保全の取組数 ※パートナーシップ型組織「サステナブルせと」、「せと・まるっと環境クラブ」、「瀬戸市理科教育研究会」及び「大学コンソーシアムせと」で実施された取組の内、自然環境や生物多様性に関する取組を対象とします。	—	↑	2件/年 (2024年度)
環境学習ツールの提供 ※校内放送、オリジナルカードゲーム「マイビオあいち」など	—	↑	1回/年 (2024年度)

目標の方向性：↑計画策定時よりも増やす →計画策定時を維持する

コラム 瀬戸市特定地区

本市では豊かな自然環境を守るために、平成24年（2012年）6月に「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例（平成24年瀬戸市条例第21号）」を施行し、自然環境や生態系の保護と保全の仕組みづくりを順次進めてきました。

条例施行後には、「瀬戸市自然環境の保護及び保全特定地区候補地選定委員会」を立ちあげ、市内29箇所の候補地を選定し、更に候補地を4箇所に絞り、うち2箇所について自然環境調査を実施しました。

その後、令和元年（2019年）10月1日に「下半田川町蛇ヶ洞川エリア」を本市第1号の特定地区に指定し、「瀬戸市特定地区下半田川町蛇ヶ洞川エリア自然環境の保護及び保全計画書」を作成しました。

【下半田川町蛇ヶ洞川エリア】

国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオの生息が確認されている蛇ヶ洞川流域を中心として、天然林、人工林が相当部分を占める森林であり、多種多様の動植物の生息・生育地となっています。そのため自然環境を保護し、または保全することが特に必要と認められるため指定しました。



オオサンショウウオ

【防除実施計画書に基づくオオサンショウウオ交雑個体の防除】

近年、本市でも、在来のオオサンショウウオと外来のオオサンショウウオを親に持つオオサンショウウオやその子孫（交雑個体）が確認されています。交雑個体は、遺伝的かく乱などによって、在来生物の存続や生態系に、重大な被害を及ぼすまたは及ぼすおそれがある外来生物にあたります。

そのため、本市では、交雑個体の完全排除を長期的な目標とした「防除実施計画書」に基づいて、調査・捕獲・モニタリングを実施し、生態系被害の低減化を図っています。



1.1. 自然環境の保護・保全

1.1.1 自然環境の適切な保全及び体制の維持

愛知高原国定公園や愛知県自然環境保全地区である海上の森や、市民・事業者などによる保全活動により、自然環境の保全や保全に対する体制を維持します。

保全すべき自然環境の方向性は、土地の利用状況によって異なります。そのため、本計画では、里地里山エリア（市街地及び河川を除くエリア）、市街地エリア、水辺エリアの3種類に分類して施策の方向性を示します。



出典：「瀬戸市緑の基本計画」（令和2年（2020年）3月，瀬戸市）『緑の将来像』を加工して作成。

エリアのイメージ

瀬戸市でみられるいきもの（例）	
里地里山 エリア	【動物】ムササビ、タヌキ、キツネ、ノウサギ、オオタカ、フクロウ、サンショウクイ、ブッポウソウ、アオゲラ、オシドリ、オオサンショウウオ、カジカガエル、トノサマガエル、カワバタモロコ、ホトケドジョウ、グンバイトンボ、ヒメタイコウチ、ホタル類、ハルゼミ 【植物】コナラ、シイ・カシ類、フモトミズナラ、ハナノキ、シデコブシ、コバノミツバツツジ、サワシロギク、トウカイコモウセンゴケ、カタクリ、シラタマホシクサ、ヒシ
市街地 エリア	【動物】アブラコウモリ、ツバメ、スズメ、ハシブトガラス、ヤモリ、カナハビ、アマガエル、アブラゼミ 【植物】オオアレチノギク、シロツメクサ、セイヨウタンポポ
水辺 エリア	【動物】カワセミ、カルガモ、ギンズナ、カマツカ、オイカワ、カワムツ、ドジョウ、カワヨシノボリ、スジエビ、モクスガニ、ハグロトンボ 【植物】ネコヤナギ、セリ、タネツケバナ、ヨシ

■ 里地里山エリア（森林、農地、湿地、湖沼・ため池）

市域の約6割を占める森林については、天然林、人工林など森林の形態に合わせた造林や間伐などの適切な森林施業によって里山の保全を図ります。また、自然公園地域や保安林などの適切な指定と適切な活用による区域の継続、東大演習林の維持など、関係機関と連携しながら、森林面積の減少を抑制します。

さらに、環境学習・環境教育の場としての活用を図るとともに、伐採木などを活用した資源活用（ブランド商品化）を検討します。また、「瀬戸市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、本市が整備する公共建築物は、原則として木質化を図っていきます。

農地については、維持・再生のための担い手の育成を推進します。また、農業者の要望に沿った農地を探すなど、農業者と農地のマッチングを図ることで、遊休農地の活用を促進します。

また、イノシシなどの有害鳥獣から農地を保全するための対策を実施します。

■ 市街地エリア

公園や生産緑地、社寺林などの市街地に点在する緑を、市民・事業者などと連携して保全するとともに、公有地における花壇や植栽などの緑づくり活動を促進します。

■ 水辺エリア（河川）

河川や湿地の水質調査や自然環境調査などを定期的に行い、それらの結果に基づいて、河川の適切な維持管理や水辺の生物の生息・生育環境の保全を図ります。また、市民・事業者との連携・協働による清掃活動などを推進し、水辺環境を良好な状態で維持します。

■ 外来生物対策の推進（全エリア共通）

地域の生態系に影響を与える外来生物（アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、カミツキガメ、オオサンショウウオ交雑個体、オオキンケイギクなど）の駆除活動を推進し、地域固有の生態系を保全するとともに、人への危害防止など安全安心の確保を図ります。

1.1.2 自然環境特定地区の保護・保全活動の継続、新規地区の指定

本市独自の重要な自然環境の保護・保全の仕組みの中で指定された特定地区について、既指定地区（下半田川町蛇ヶ洞川エリア）において、「保護及び保全計画書」に基づく保護・保全活動を市民、事業者との連携・協働のもとで着実に推進するとともに、新規自然環境特定地区の指定に向けた検討を進めます。

また、特定地区及び候補地区においては、継続的な自然環境のモニタリング調査を実施し、自然環境の現状把握に努めます。

1.1.3 30by30 目標の達成に向けた生物の多様な生息・生育環境の保全及び情報提供

森林や河川、農地など、様々な生物の生息・生育環境について、定期的な自然環境の現状調査を行いながら、その結果に基づき、それぞれの生息・生育環境にあった保全策を検討し、多種多様な生物が共存する豊かな自然環境を保全します。

また、市内に点在する生物の生息・生育環境を、生物の移動経路となる河川や緑道などの線的な動線で有機的に結びながら、地域の生態系ネットワークを構築します。

さらに、30by30 目標の達成に向けて、企業や市民の活動による保全を推進するとともに、自然共生サイト認定に関する情報提供を行います。

コラム 自然共生サイトの認定

環境省では、民間の活動などによって生物多様性の保全が図られている区域（森林、里地里山、都市緑地、沿岸域など）を「自然共生サイト」として認定する仕組みを令和5年度（2023年度）から開始し、「生物多様性増進活動促進法」の法制化によって、その取組を強化しています。

- 自然共生サイトは、生物多様性が豊かな場所を対象。これは、認定によって今後も適切に保全が継続される蓋然性を高める観点から有効な手段であり、OECM として 30by30 目標にも貢献。
- 一方で、ネイチャーポジティブの実現に向けては、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲット2において「2030年までに劣化した生態系の少なくとも30%で効果的な再生を行うこと」とされているように、生物多様性の回復や創出を図ることも必要。
- そのため、法制化に当たっては、生物多様性が豊かな場所での活動（維持する活動）に加えて、管理放棄地などにおける生物多様性の回復や、開発跡地などにおける生物多様性の創出も対象。
- その上で、活動により、活動場所の生物多様性が豊かになれば、OECM として、30by30 目標の達成にも貢献。

出典：環境省ホームページ

本市では、令和7年（2025年）9月に海上の森が認定されました
海上の森は、生物多様性を維持する区域として、以下の価値を認められました。

- ・豊かな生物多様性を育む場としての価値
- ・希少な動植物の生息地または生育地としての価値
- ・生態系の連結性その他生物多様性に関する重要な機能としての価値

出典：愛知県ホームページ

1.1.4 定期的な自然環境の現状調査の実施

特定地区における定期的なモニタリングや瀬戸市理科教育研究会による水生生物調査をはじめとして、身近な自然環境や生態系の現状調査を実施します。また、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマなどの鳥獣害、外来種や交雑種の侵入、希少種の保護に向けた情報収集と現状の把握に努めます。

コラム 保護と保全

本計画では、自然環境の“保護”と“保全”によって、自然を守ることに取り組みますが、本市の多種多様な森林や河川、動植物に合わせた“自然環境の守り方”が、保護と保全です。

“保護”は、希少な動植物の生息・生育の場や、学術的にも価値の高い自然、人の手を加えずに自然の働きに任せておくことが適切と判断される広葉樹二次林を、そのままの状態を残し、見守ることです。

“保全”は、希少な生物の保護、景観の維持、木材やきのこの生産、環境教育などの目的のために、人が管理・活用することによって現在の自然環境や人為的に形成された環境の状態を維持することです。

このように、自然環境の“保護”と“保全”は、守り方としての性質が異なるものですが、どちらが適切であるかの判断は、専門的な調査や知識が欠かせませんし、土地所有者の意思もくむ必要があります。

自然環境の性質や状況などに応じて、適切に自然環境を守ることに取り組んでいきます。

1.2. 生物多様性の協働による取組

1.2.1 様々な主体との協働による保全の取組

行政・市民・大学・関係機関など、様々な主体との連携と保全活動の実施を進めます。

■ ふれあいの場・機会の創出

愛知高原国定公園（定光寺、岩屋堂、東海自然歩道）や県の自然環境保全地域（海上の森）などの豊かな森林や、瀬戸川などの身近な河川を活用して、市民や事業者と自然とふれあえる場や機会を提供することによって、自然環境に対する親しみの向上や理解を促します。

また、パートナーシップ型組織との連携・協働による自然とのふれあい講座やイベントを実施します。

【代表的な主体と取組の例】

せと・まるっと環境クラブ（カタクリ群生地保全、湿地保全への動き など）、サステナブルせと（アカツガキ保全、蛇ヶ洞川清掃活動 など）、瀬戸市理科教育研究会（水生生物調査）、海上の森の会・猿投の森づくりの会・東京大学赤津研究林サポーターズクラブシデコブシの会（せと環境塾認定講座）、大学コンソーシアムせと

■ エコツーリズムの展開

自然ガイドボランティアや観光事業者などと連携したエコツーリズムをはじめとして、様々な手段（ホームページ、SNS、紙媒体など）を活用して、自然観光資源の魅力を発信します。

1.2.2 ネットワーク体制の構築

市内外で活動している団体との情報交換などを通じ、市域全体の自然環境及び生物多様性の現状の把握に努めます。

【代表的な組織の例】

行政機関、大学、猟友会、瀬戸オオサンショウウオの会、あいち生態系ネットワーク協議会

1.2.3 法や条例の適切な運用

開発にあたっては、各種法規制のルールを順守させるとともに、地域の生物多様性に配慮した開発に努めるよう事業者に促します。

1.3. 自然とのふれあいの充実

1.3.1 せと環境塾などの実施、環境学習ツールの提供（自然環境分野）

市内の豊かな自然環境を生かした魅力ある環境講座や出前授業の実施及び環境学習ツールの提供を通して、市内の自然や生物多様性への親しみと理解を深めます。

【代表的な取組の例】

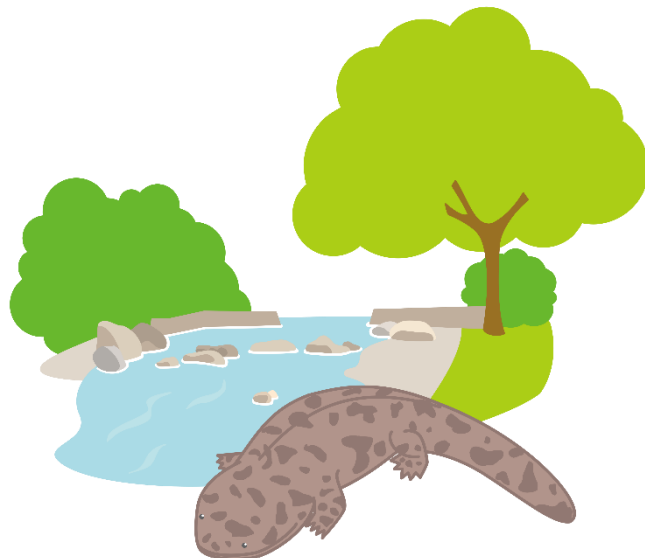
- ・せと環境塾（主催講座・認定講座）、出前授業など
- ・環境学習ツールの提供・活用（校内放送、オリジナルカードゲーム「マイビオあいち」）

1.3.2 生物多様性に関する情報の発信

特定地区をはじめとした市内の自然環境・生物多様性の現状や活動内容などの情報発信を積極的に行い、市民、事業者、学術・研究機関への情報の提供・共有を進めます。

【代表的な取組の例】

- ・瀬戸市環境課公式Instagram
- ・蛇ヶ洞サラマンダー ホームページ



2. 瀬戸の“暮らし”

日々の暮らしの中で瀬戸市の生活環境や地球環境の向上に寄与するために、資源循環型まちづくりや脱炭素社会の実現を目指し、市民や事業者が安心して日常生活や事業活動を営むことができるよう取組を進めます。

【環境指標】

項目		計画策定時	目標の方向性	現状値
大気汚染 (4項目)	二酸化硫黄	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	浮遊粒子状物質	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	二酸化窒素	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	光化学オキシダント	未達成 (2019年度)	↑	未達成 (2024年度)
河川 水質汚濁 (4地点)	瀬戸川(三郷橋): D類型	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	矢田川(本地大橋): C類型	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	水野川(東谷東橋): C類型	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	蛇ヶ洞川(蛇ヶ洞川橋): A類型	一部未達成 (2019年度)	↑	達成 (2024年度)
道路 騒音・振動 (5地点)	十軒町(国道155号)	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	西原町(国道363号)	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	山口町(国道155号)	達成 (2019年度)	→	一部未達成 (2024年度)
	西古瀬戸町(国道248号)	一部未達成 (2019年度)	↑	一部未達成 (2024年度)
	中水野町(県道210号)	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
総ごみ排出量 ※「瀬戸市一般廃棄物処理基本計画」に準じます。	41,488 t (2019年度)	↓ 目標値 33,625t (2033年度)	36,024 t (2024年度)	
資源化率 ※「瀬戸市一般廃棄物処理基本計画」に準じます。	18.3% (2019年度)	↑ 目標値 27.8% (2033年度)	21.8% (2024年度)	
「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」の補助申請件数	63件/年 (2019年度)	↑	64件/年 (2024年度)	
市域の温室効果ガス排出量 ※「瀬戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に準じます。	—	↓ 目標値 405千t-CO ₂ (2030年度)	624千t-CO ₂ (2020年度)	
市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量 ※「第4次エコオフィスプランせと 瀬戸市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に準じます。	—	↓ 目標値 6,452t-CO ₂ (2030年度)	10,444t-CO ₂ (2024年度)	
クーリングシェルター指定箇所数	—	↑	41箇所 (2024年度)	

目標の方向性：↑計画策定時よりも増やす →計画策定時を維持する ↓計画策定時よりも減らす

2.1. 公害対策の推進

2.1.1 大気汚染防止対策の推進

県と連携しながら、大気汚染防止のため、監視・指導を実施します。

2.1.2 水質汚濁・土壌汚染防止対策の推進

県と連携しながら、河川・地下水の水質汚濁や土壌汚染の防止のため、監視・指導を実施します。

2.1.3 感覚公害の未然防止の推進

騒音・振動・悪臭などの感覚公害については、事業者との環境保全協定の締結を積極的に働きかけます。また、公害苦情に対しては、適切に処理します。

2.2. 資源循環型まちづくりの推進

2.2.1 3Rの推進

食品ロスの削減やミックスペーパーの分別によるごみの減量化や、ごみ処理に係る費用負担の適正化を図ります。また、リユースに係る情報の積極的な発信、フードドライブポストの設置などの食品スーパーなど事業者との連携の仕組みづくりなど、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を優先的に推進します。

また、建設リサイクル法に基づく、公共事業における資材の再資源化の実施やプラスチック資源（プラスチック製品含む）の分別収集を検討、資源化品目の拡大、資源物臨時拠点収集など、リサイクル（再生利用）を推進します。

2.2.2 ごみの適正処理の推進

ごみ分別などの「ごみ出しルール」の周知徹底を図るとともに、適正かつ効率的な収集運搬体制を確立します。また、中間処理・最終処分については、関係機関と連携しながら、適切な処理を促進します。

また、野焼きなど不法焼却に関する監視・指導を強化します。

2.2.3 産業廃棄物、不法投棄対策の推進

産業廃棄物については、「瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」や「産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」に基づき、市民と事業者相互の合意形成のもとで、適正な処理を促進します。

不法投棄対策については、引き続き監視・指導体制（監視カメラの設置、パトロールなど）を強化します。

2.3. まちの環境の保全・創出

2.3.1 まちの環境美化の推進

「瀬戸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づき、市民などとともに環境美化意識やマナーなどの向上を図るとともに、地域や事業者などによる清掃美化活動を支援します。また、市では快適環境の充実にかかる取組として、市民や事業者と連携・協働し「環境美化事業」（環境美化イベント、ボランティア清掃袋の配布、地域清掃ごみの収集）を実施しています。

2.3.2 まちなみ環境の保全・創出

公園・緑地や公共施設などの緑化を図っていきます。また、空き家及び空き地の適正管理の促進など、まちなみ環境の保全・創出に努めます。

2.4. 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

この項目では、「瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく緩和策と、熱中症対策などの適応策を推進します。

2.4.1 再生可能エネルギーの利用の促進

■ 再生可能エネルギー利用の検討

公共施設のうち、設置可能な建築物（敷地を含む）に太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車等充電設備（V2H）などの設置を検討します。また、再生可能エネルギー由来の電力メニューの契約を検討します。

■ 補助制度の推進

市民向けの補助事業「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」を継続的に実施するとともに、事業者向けの新規補助金の導入を検討します。

■ 普及啓発活動

再生可能エネルギーを活用した機器の利用に関する普及啓発や、設置に関する国や県の補助金制度などの情報を提供します。

■ 新たな再生可能エネルギーの検討

新たな再生可能エネルギーの導入に向けた学術・研究機関や事業者との連携・協働体制を構築します。

■ その他

「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき、太陽光発電設備と自然環境などとの調和に取り組みます。

2.4.2 省エネルギー対策の推進

■ 公共施設のZEB化の推進

今後、新築する公共施設は、原則ZEB Oriented（ゼブ オリエンテッド）相当以上を目指します。

■ ZEH・ZEBの普及促進

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化の普及を目的とした、市民向けの補助事業の導入を検討します。ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化や改修による省エネ性能の向上を促すための広報・普及啓発を行います。

■ 市の事業における削減活動の推進

「第4次エコオフィスプランせと（瀬戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市における全庁的な環境配慮行動を推進します。また、公用車やコミュニティバスへの次世代自動車の導入を検討します。

■ 日常生活における削減活動の推進

暮らしの省エネルギー化を促すため、家庭での省エネ家電への買い替え、照明のLED化などの事例を広報などで情報提供をします。エアコンのこまめな温度設定、クールビズ、エコドライブ、外出や通勤時における公共交通機関や自転車の利用などの脱炭素なライフスタイルへの転換といった「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」を推進します。

■ 事業活動における削減活動の推進

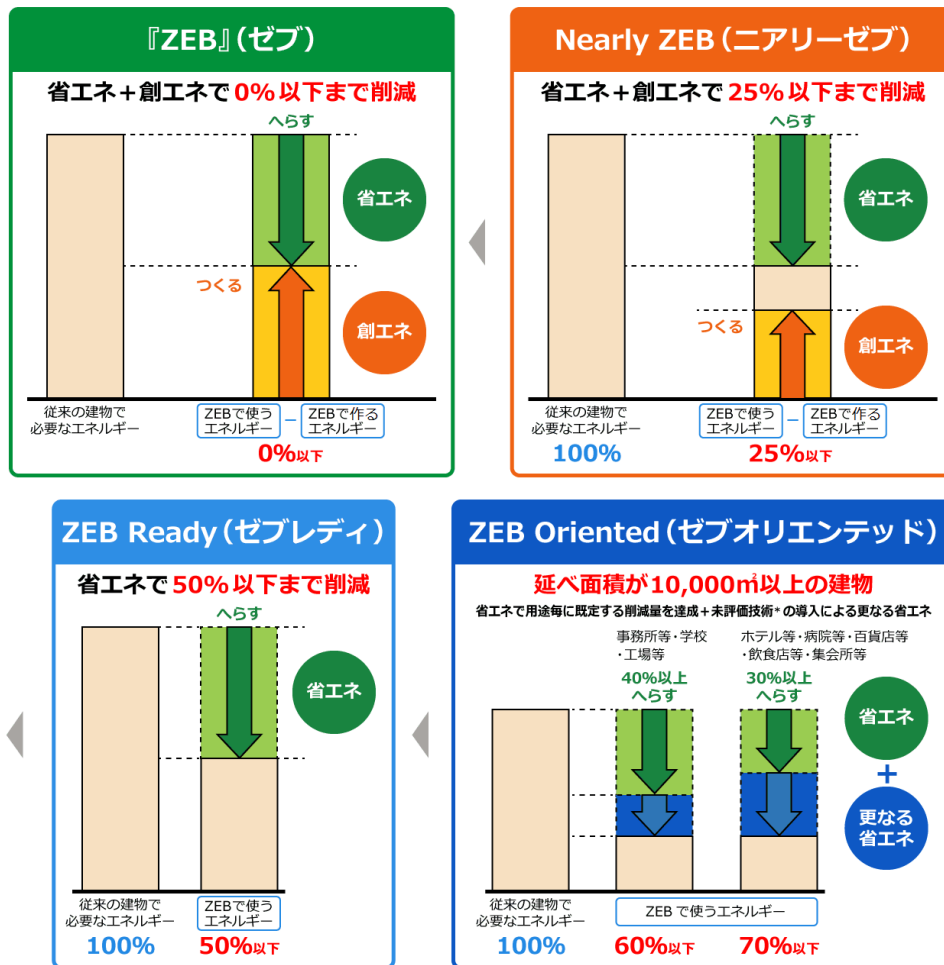
次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリット自動車など）の導入に関する、県の補助金制度などの情報を提供します。

中小事業者を対象に、高効率空調、高効率照明などの導入支援を検討します。さらに、省エネルギー対策を紹介するセミナーを実施します。

コラム ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは

ZEB（ゼブ）とは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称です。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることを目指します。

現在、ZEBの実現・普及に向けて、4段階に定義しています。



出典：環境省ホームページ

2.4.3 脱炭素社会を実現する環境整備の推進

■ 効率的なまちづくりの推進

日常生活に必要なサービスが住まいなどの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクト構造」を目指します。

■ 公共交通機関利用の促進

鉄道事業者と連携して、必要な輸送サービスレベルの確保に向けた検討を進めます。

広域基幹交通、基幹交通、生活交通が一体となり、「多極ネットワーク型コンパクト構造」を支える公共交通ネットワークを構築します。

居住誘導区域をはじめ、効率的・効果的に各拠点や都市機能増進施設などへ移動できる市民の生活交通を確保します。

2.4.4 気候変動の影響に対する適応策の推進

熱中症防止のための情報提供やクールビズなどの普及を推進します。また、近年多発する集中豪雨による浸水被害などの都市型水害対策を推進するとともに、県で策定された「愛知県気候変動適応計画」を参考にしながら、「地域気候変動適応計画」の策定を検討します。

また、「瀬戸市熱中症対策行動指針」に基づき、熱中症予防行動の呼びかけ、熱中症弱者への見守り・声かけ、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用、施設などの管理者による熱中症対策及び熱中症発生状況などの実態把握並びに情報提供を実施します。

コラム デコ活 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です。

デコ活アクションまずはここから

デ	電気も省エネ 断熱住宅（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
コ	こだわる楽しさ エコグッズ（LED・省エネ家電などを選ぶ）
カ	感謝の心 食べ残しゼロ（食品の食べ切り、食材の使い切り）
ツ	つながるオフィス テレワーク（どこでもつながれば、そこが仕事場に）

出典：環境省ホームページ



3. 瀬戸の“ひとびと”

持続可能なまちを実現するために、市民、事業者、学術・研究機関、市などの多様な主体の連携・協働や、地域資源を活かしたグリーンな経済システムの構築、市民・事業者の環境意識の向上などにつながる取組を進めます。

【環境指標】

項目	計画策定時	目標の方向性	現状値
パートナーシップ型組織「サステナブルせと」会員数 (個人・団体・事業者)	—	↑	14 (2024年度)
環境配慮に取り組んでいる事業所の数 ■対象とする事業所 ・瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定 締結 ・エコアクション21 登録 ・ISO14001 日本適合性認定協会 認証 ・グリーン経営認証制度 認証 ・自動車エコ事業所認定制度 認定 ・サステナブルせと 登録 ・自然共生サイト 認定	—	↑	82 事業所 (2024年度)
環境ビジネスに関連する情報発信回数	—	↑	4 累積値 (2024年度)
「せと環境塾」の講座満足度 ※「せと環境塾」で参加者に配布するアンケートで把握します。	—	↑	—
瀬戸市環境課公式 SNS の登録者数	—	↑	685人/累積 (2024年度)

目標の方向性：↑計画策定時よりも増やす



3.1. 多様な主体の連携・協働

3.1.1 多様な主体の連携・協働の強化

パートナーシップ型組織（市民・事業者）と市の2者連携による活動をさらに強化するとともに、市民・事業者・市の3者連携を図るなど、連携を強化します。

また、大学などの学術・研究機関との連携を図り、市民・事業者・市とも合わせた4者による連携・協働を推進します。

3.1.2 地域の自発的な取組の支援

地元自治会などと連携しながら、地域の自発的な環境への取組を促す仕組みを検討します。また、地域が主体となって環境に関する取組を作成する際には、情報提供や学識経験者などによるアドバイスなどの支援を行います。



3.2. グリーンな経済システムの構築

3.2.1 地域資源を活用した環境ビジネスの支援

事業者などと連携し、地元の環境資源を活用したブランド商品の開発を支援するとともに、環境に特化したベンチャー企業などの支援を実施します。

また、事業者向けの省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入など「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」を推進するセミナーの開催にむけた仕組みづくりを検討します。

3.2.2 事業者の環境情報の発信の促進

「瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定」締結事業所の事業活動や環境情報の公表など、市内の事業者自らが ESG 投資の投資先となるための情報発信などを促進します。

3.3. 市民・事業者の環境意識の向上

3.3.1 環境教育・環境学習の推進

「せと環境塾」による環境講座（フィールドワーク、座学、オンライン講座など）を定期的実施するとともに、自然ガイドボランティアの育成・支援を充実します。

また、大学や事業者などの学術・研究機関など、多様な主体との連携・協働による環境講座の実施や、小中学校などの教育現場での環境に関する内容を取り入れた授業カリキュラムを充実します。

3.3.2 環境情報の共有、発信

様々な手段（ホームページ、SNS、紙媒体など）を活用して情報発信の充実を図るとともに、市環境課公式インスタグラムの内容の充実や双方向による情報の共有化を図り、市民への認知度の向上につなげます。

また、自然観光資源の魅力の紹介や、市民・事業者の環境への取組などの情報発信、自然ガイドボランティア情報のデータベース化などを行います。

3.3.3 環境イベントの開催

市民の環境に対する意識向上のためのイベント（環境フェアなど）の開催（環境活動団体や事業者などの環境に関する取組の紹介など）を実施します。

また、環境基本計画の市民の認知度を上げるためのPRを行います。

第4章 重点環境施策

この章では、計画の基本的方向に基づいて展開する各種施策のうち、本市の特長を活かした独自の施策となる重点環境施策について示します。

重点環境施策では、前計画までで成果が得られた取組をさらに強化しながら、本計画の計画期間である10年間で着実に取組などを推進します。

この重点環境施策については、具体的数値による達成目標を定めるとともに、各種取組の大筋の実施スケジュールを示すことにより、進捗状況を適切に管理します。

なお、重点環境施策の選定については、以下の要件に基づいて行いました。

【重点環境施策の選定要件】

- ①近隣市町と比べ、独自性や先進性が高いもので、第2次計画から行われている取組をさらに拡充・強化するもの
- ②将来の環境情勢の変化（脱炭素社会の実現、生物多様性保全など）に対応するため、早期に対策や取組を始める必要性が高いもの
- ③市だけでなく、市民や事業者、学術・研究機関など、本市の環境に係る多様な主体の連携・協働による取組が特に求められるもの

【重点環境施策の概要】

重点 施策 番号	関連 施策 番号	施策の展開	主な取組	選定 理由
重点1	1.1.2	貴重な自然環境 の保護・保全と 身近な自然の保 全・活用	●特定地区における保護・保全活動の実施 ●特定地区の新規指定に向けた検討 ●自然共生サイト認定に関する情報提供 ●定期的な自然環境の現状調査の実施	① ② ③
	1.1.3			
	1.1.4			
	1.2.1			
重点2	2.4.1	再生可能エネル ギーの活用促進	●公共施設における再生可能エネルギーの利用 ●活用を促進するための支援策の充実 ●省エネルギー住宅・建築物の普及 ●大学などの学術・研究機関や事業者との連携	② ③
	2.4.2			
重点3	1.2.1	多様な主体の連 携強化と環境教 育・環境学習の 充実	●パートナーシップ型組織や学術・研究機関との連携・協働の推進 ●エコツーリズムの仕組みづくりの検討 ●「せと環境塾」による環境講座などの定期的な実施 ●多様な主体との連携・協働による環境講座の実施	① ③
	3.1.1			
	3.3.1			
	3.3.2			

※なお、廃棄物関連の新たな取組については、一般廃棄物処理基本計画などの関連計画で位置づけ、取組を推進していきます。

1. 貴重な自然環境の保護・保全と身近な自然の保全・活用 【重点1】

本市独自の重要な自然環境の保護・保全の仕組みの中で指定された特定地区における保護・保全活動を着実に進めるとともに、新たな特定地区を指定するなど保護された自然を増やします。同時に、身近な自然環境についても目を向け、森林や河川、農地など多様な生物の生息・生育環境の現状を把握し、地域の生物多様性保全につながる取組を、多様な主体の連携・協働で進めます。

【主な取組】

■ 特定地区における保護・保全活動の実施

- ・地元活動団体も含めた市民、事業者、学術・研究機関、市の4者による、「保護及び保全計画書」に基づく保護・保全活動の具体的な内容の検討
- ・市民、事業者、学術・研究機関・市の4者連携による、保護・保全活動（生物多様性保持のための定期的な草刈りや河川清掃活動、普及啓発のための観察会など）の実施
- ・特定地区で活動を行う市民、事業者、学術・研究機関への情報の提供・共有

■ 特定地区の新規指定に向けた検討

- ・市民や学識経験者などで構成する「特定地区自然環境調査委員会」での新規指定に向けた協議
- ・新規指定候補地の詳細調査（現地調査、ヒアリング調査など）
- ・新規指定地区の決定
- ・新規指定地区における「保護及び保全計画書」の作成・決定・周知
- ・新規指定地区における保護・保全のための活動主体との連携・協働体制の構築


■ 自然共生サイト認定に関する情報提供

- ・広報やSNSなどで、自然共生サイト認定に関する情報を発信

■ 定期的な自然環境の現状調査の実施

- ・特定地区における継続的なモニタリング調査の実施
- ・森林や河川、農地など、身近な自然環境を対象とした身近な生態系の現状調査（市民になじみのある身近な動植物を調査対象とした市民参加型の生息・生育調査）に向けた検討（調査方法や調査対象種（環境の状況を示す指標生物、外来生物など）の選定など）
- ・身近な生態系の現状調査の実施
- ・調査結果のデータ化、ホームページなどによる結果の公表

【スケジュール】

序章	主な取組	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
			
第1章	◆特定地区における保護・保全活動の実施		
	「保護及び保全計画書」に基づく保護・保全活動の具体的な内容の検討	↔	↔
	市民、事業者、学術・研究機関、市の4者連携による保全活動の実施	←————→	
第2章	活動主体への情報の提供・共有	←————→	
	◆特定地区の新規指定に向けた検討		
	「特定地区自然環境調査委員会」での新規指定に向けた協議	↔	↔
	新規指定候補地の詳細調査	↔	↔
	新規指定地区の決定	↔	↔
第3章	新規指定地区における「保護及び保全計画書」の作成・決定・周知	↔	↔
	保護・保全のための活動主体との連携・協働体制の構築	↔	↔
	◆自然共生サイト認定に関する情報提供		
第4章	広報やSNSなどで、自然共生サイト認定に関する情報を発信		←————→
	◆定期的な自然環境の現状調査の実施		
第5章	特定地区におけるモニタリング調査の実施	↔	↔
	身近な生態系の現状調査に向けた検討（調査方法、対象種など）	↔	
	身近な生態系の現状調査の実施	←————→	
巻末資料	身近な生態系の現状調査結果のデータ化及び公表	←————→	

【達成目標】

項目	計画策定時	現状値	目標値
特定地区における市民との連携・協働による保全の取組	1件 (2019年度)	2件 (2024年度)	3件以上 (2030年度)
特定地区の指定箇所数	1地区 (2019年度)	1地区 (2024年度)	3地区 (2030年度)
身近な生態系の自然環境調査の実施	—	0回 (2024年度)	1回/年 (2030年度)
自然共生サイト認定に関する情報提供回数	—	—	1回/年 (2030年度)

2. 再生可能エネルギーの活用促進

【重点2】

脱炭素社会の実現に向け、自然環境などとの調和を考慮した再生可能エネルギー設備の設置への配慮や、新規の補助金制度など新たな支援策を構築するとともに、学術・研究機関や事業者などと連携して瀬戸市独自の再生可能エネルギーを活用した新たな仕組みや設備の研究開発を進めます。

【主な取組】

■ 公共施設における再生可能エネルギーの利用

- ・公共施設における太陽光発電設備の導入
- ・公共施設における再生可能エネルギー由来の電力メニューの契約

■ 活用を促進するための支援策の充実

- ・市民向けの「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」による補助の継続実施
- ・営農者など事業者向けの新規補助金の導入検討及び運用
- ・太陽光発電設備・HEMS・定置用リチウムイオン蓄電池・家庭用燃料電池などの再生可能エネルギーを活用した機器の普及啓発や、国をはじめとする公的機関などの設置補助などに関する情報の提供

■ 省エネルギー住宅・建築物の普及

- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化の普及を目的とした、市民向けの補助事業の導入
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化や改修による省エネ性能の向上を促すための普及啓発

■ 大学などの学術・研究機関や事業者との連携

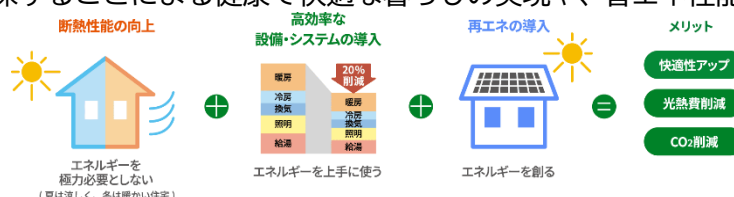
- ・新たな再生可能エネルギーの導入に向けた学術・研究機関や事業者との連携・協働体制の構築
- ・学術・研究機関や事業者と連携した市民向けの普及啓発活動の実施
- ・バイオマスや風力発電など、新たな再生可能エネルギーの導入可能性の検討
- ・再生可能エネルギーを活用した新たな仕組み・設備などに関する共同研究・開発などに関する支援
- ・事業者と連携した「地域新電力」の研究

コラム ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは

ZEH（ゼッチ）とは、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」の総称です。

ZEH基準の断熱性能を確保することによる健康で快適な暮らしの実現や、省エネ性能の高い高効率な空調設備（暖房・冷房）などを導入することによる省エネで経済的な暮らしの実現などのメリットがあります。

出典：環境省ホームページ



序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

巻
末
資
料

【スケジュール】

主な取組	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
◆公共施設における再生可能エネルギーの利用		
公共施設における太陽光発電設備の導入	←	→
公共施設における再生可能エネルギー由来の電力メニューの契約		←
◆活用を促進するための支援策の実施		
市民向けの「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」の継続実施	←	→
営農者など事業者向けの新規補助金の導入検討	←	
新規補助金の運用		←
再生可能エネルギーに関する情報提供	←	→
◆省エネルギー住宅・建築物の普及		
ZEH化の普及を目的とした、市民向けの補助事業の導入	←	→
ZEB化や改修による省エネ性能の向上を促すための普及啓発		←
◆大学などの学術・研究機関や事業者との連携		
学術・研究機関や事業者との連携・協働体制の構築	←	
学術・研究機関や事業者と連携した市民向けの普及啓発活動の実施	←	→
新たな再生可能エネルギーの導入可能性の検討	←	
新たな再生可能エネルギーの導入に向けた共同研究・開発に関する支援		←
新たな再生可能エネルギー導入の運用		←
地域新電力導入の可能性の検討		←

【達成目標】

項目	計画策定時	現状値	目標値
再生可能エネルギー促進のための新規補助金の導入件数	—	2件 (2024年度)	1件以上 (2030年度)
再生可能エネルギー普及のための啓発講座の実施回数	—	1回/年 (2024年度)	1回/年 (2030年度)
再生可能エネルギーの導入量	6万kW (2021年度)	8万kW (2022年度)	7万kW (2030年度)
市域の家庭における電力使用量	284,145MWh (2022年度)	280,093MWh (2023年度)	269,907MWh (2030年度)

現在、進められている市民や事業者のパートナーシップ型組織との連携・協働について、市民と市、事業者と市といった2者連携に加え、市民・事業者・市による3者連携のほか、大学などの学術・研究機関も含めた多様な主体との連携強化を進めるとともに、インターネットを活用した定期的で安定的な環境講座の実施や、多様な主体との連携・協働による環境講座の実施など、環境教育・環境学習の充実を図ります。

【主な取組】**■ パートナーシップ型組織や学術・研究機関との連携・協働の推進**

- ・市民のパートナーシップ型組織である「せと・まるっと環境クラブ」、「サステナブルせと」などとの協働事業（2者連携、3者連携）の拡大
- ・多様な主体（パートナーシップ型組織、学術・研究機関など）による合同協議会の設立に向けた体制の構築
- ・合同協議会による協議（活動報告、新たな協働事業の検討など）

■ エコツーリズムの仕組みづくりの検討

- ・自然ガイドボランティアや観光事業者などと連携したエコツーリズムの仕組みづくりの検討
- ・様々な手段（ホームページ、SNS、紙媒体など）を活用した自然観光資源の魅力の発信

■ 「せと環境塾」による環境講座などの定期的な実施

- ・環境講座の定期的実施
- ・フィールドワークや座学とともに、天候不良や感染症拡大などの予期せぬ事態に対応したオンライン（SNS やインターネットの活用）講座の開設に向けた体制の構築
- ・オンライン講座による安定的な環境講座の実施

■ 多様な主体との連携・協働による環境講座の実施

- ・大学などの学術・研究機関とのさらなる連携・協働体制の構築・拡大
- ・多様な主体との連携・協働によるフィールドワーク、座学、オンライン講座などの多彩な環境講座の実施

第5章 計画の推進に向けて

この章では、計画理念を実現するための進行管理のあり方と、市民、事業者、学術・研究機関などとの連携・協働による推進体制について示します。

1. 計画の推進体制

今後、計画の推進や進行管理を行う上では、市民・事業者・市などの各主体が連携し、役割分担をして進めていく必要があります。そのため、各主体が連携して計画を推進していけるような体制づくりを進めます。

1.1. 環境審議会

市長の諮問を受けて、環境基本計画の策定・変更や、環境に関する基本的事項、重要事項の調査・審議を行います。

環境に関する基本的事項については、必要に応じて、市長への積極的な提言も行います。

1.2. パートナーシップ型組織

市民、事業者と市の連携・協働の取組を推進します。

市民や事業者の自主的・自発的な取組を、市がパートナーとして支援することで、重点環境施策を含む各種施策の推進力としての役割を担っています。

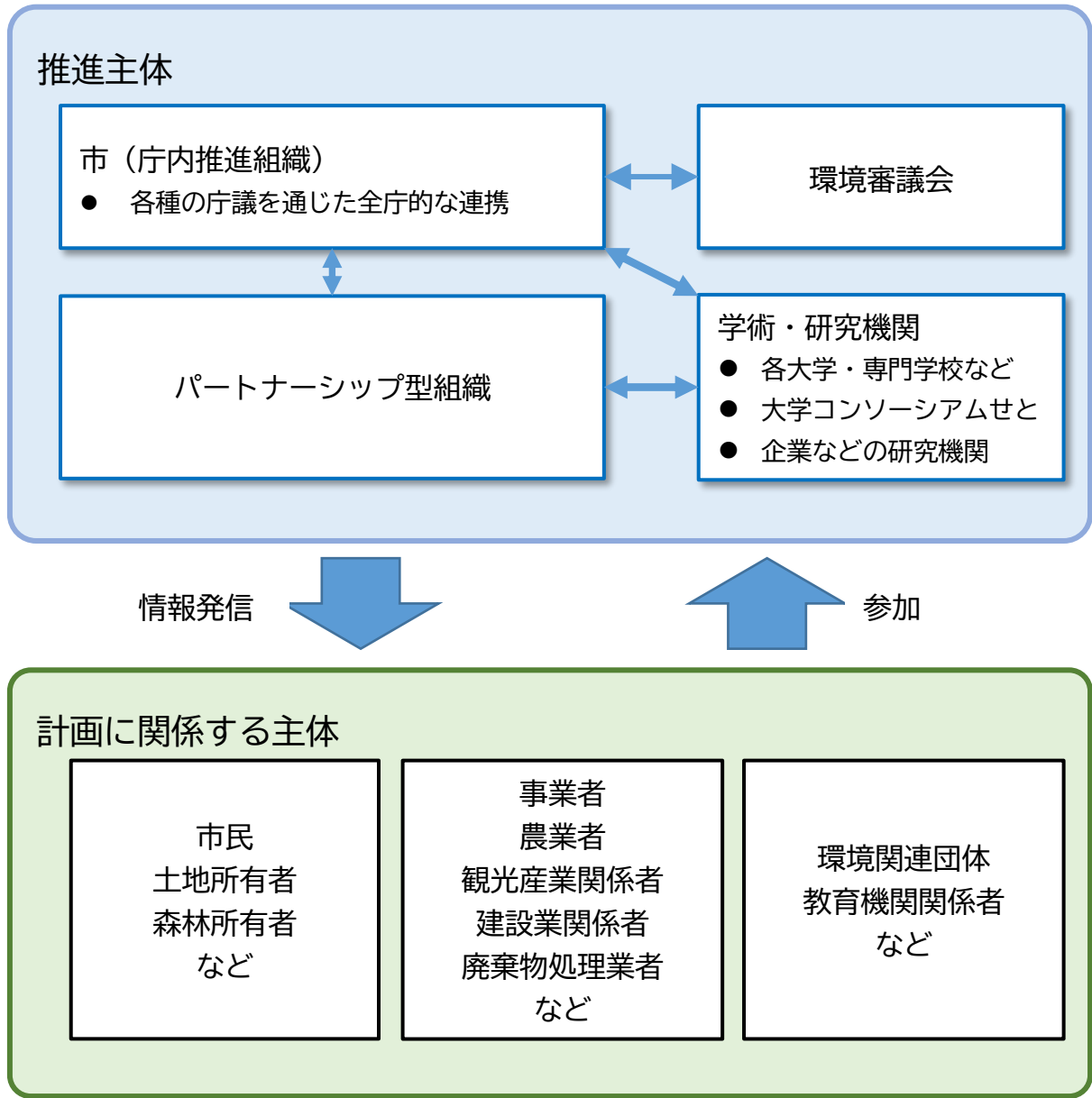
1.3. 市（庁内の推進組織）

市長の指揮のもと、本計画に沿った各種施策を実施します。

政策会議などの庁議を通して全庁的な連携を図りながら、計画理念の実現を目指します。

1.4. 学術・研究機関

市内の各大学や専門学校など、大学コンソーシアムせとの構成員、企業などの学術・研究機関などと、環境分野に関する研究や新たな取組を検討していきます。また、必要に応じて、パートナーシップ型組織への参加や協力も図ります。



推進体制

2. 計画の進行管理

計画の進行管理は、下記に示す PDCA サイクルによる継続的な推進と改善を図り、着実に推進します。

具体的には、本計画に関する施策・事業の実施計画を作成し、実施計画に基づいて施策・事業を着実に実施します。施策・事業の実施状況や目標の達成状況の点検・評価を毎年行い、点検・評価結果を年次報告として取りまとめ、瀬戸市環境審議会などに報告・公表し、必要に応じて施策・事業の見直しを検討します。



2.1. 計画 (Plan)

計画の策定や見直しによって、計画理念を実現するための行動目標などを設定します。計画の策定や見直しについては、市民・事業者の意見を反映しつつ、環境審議会での審議を中心とします。

2.2. 実行 (Do)

計画に基づいて、市民・事業者・市が具体的な取組を実施します。取組を実施する際には、各主体個々の取組に加え、地域やパートナーシップ型組織との連携・協働による取組を進めます。

2.3. 評価 (Check)

計画理念が実現に向かっているかを基本方針ごとに、環境審議会などでの意見を踏まえて評価します。特に重点環境施策について、スケジュールや達成目標に基づいた進捗管理を行います。

2.4. 見直し (Action)

評価の結果に基づき、施策の実施方法などを見直すほか、重点環境施策の見直しや新たな取組を検討します。見直しの時期としては、計画期間末に次の計画改定に向けた見直しを行います。

巻末資料



資料 目次

1. 改定計画について（諮問、答申）	1
2. 計画改定の組織.....	3
3. 計画策定の経過.....	5
4. 施策の展開における環境指標の一覧.....	6

5. 重点環境施策の達成目標の一覧.....	7
6. 収集資料.....	8
7. 用語集.....	9

1. 改定計画について（諮問、答申）

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

巻
末
資
料

7 瀬環第120号
令和7年7月3日

瀬戸市環境審議会
会長 千頭 聡 様

瀬戸市長 川本 雅之

第3次瀬戸市環境基本計画の中間評価及び生物多様性地域戦略の
策定について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

- 1 第3次瀬戸市環境基本計画の中間評価等
今年度は、令和3年3月に策定した第3次瀬戸市環境基本計画が、中間年度を迎えます。本計画の進捗状況に関する評価を行うとともに、本市を取り巻く社会情勢等の変革に即した計画とするため、見直しや改定の実施について、貴審議会に意見を求めます。
- 2 生物多様性地域戦略の策定
生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条の規定に基づき、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上記計画に統合して生物多様性地域戦略を策定します。
本市の自然の特性に応じた具体的な保全対策を講じ、生物多様性の維持と地域の持続可能な発展を図ることを計画に反映するため、貴審議会に意見を求めます。

令和8年3月4日

瀬戸市長 川本 雅之 様

瀬戸市環境審議会
会長 千頭 聡

第3次瀬戸市環境基本計画の中間評価及び生物多様性地域戦略の
策定について（答申）

令和7年7月3日付け7瀬環第120号により諮問のありました第3次瀬戸市環境基本計画の中間評価及び生物多様性地域戦略の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、別添のとおりとすることが適当であるとの結論に至りましたので、答申いたします。

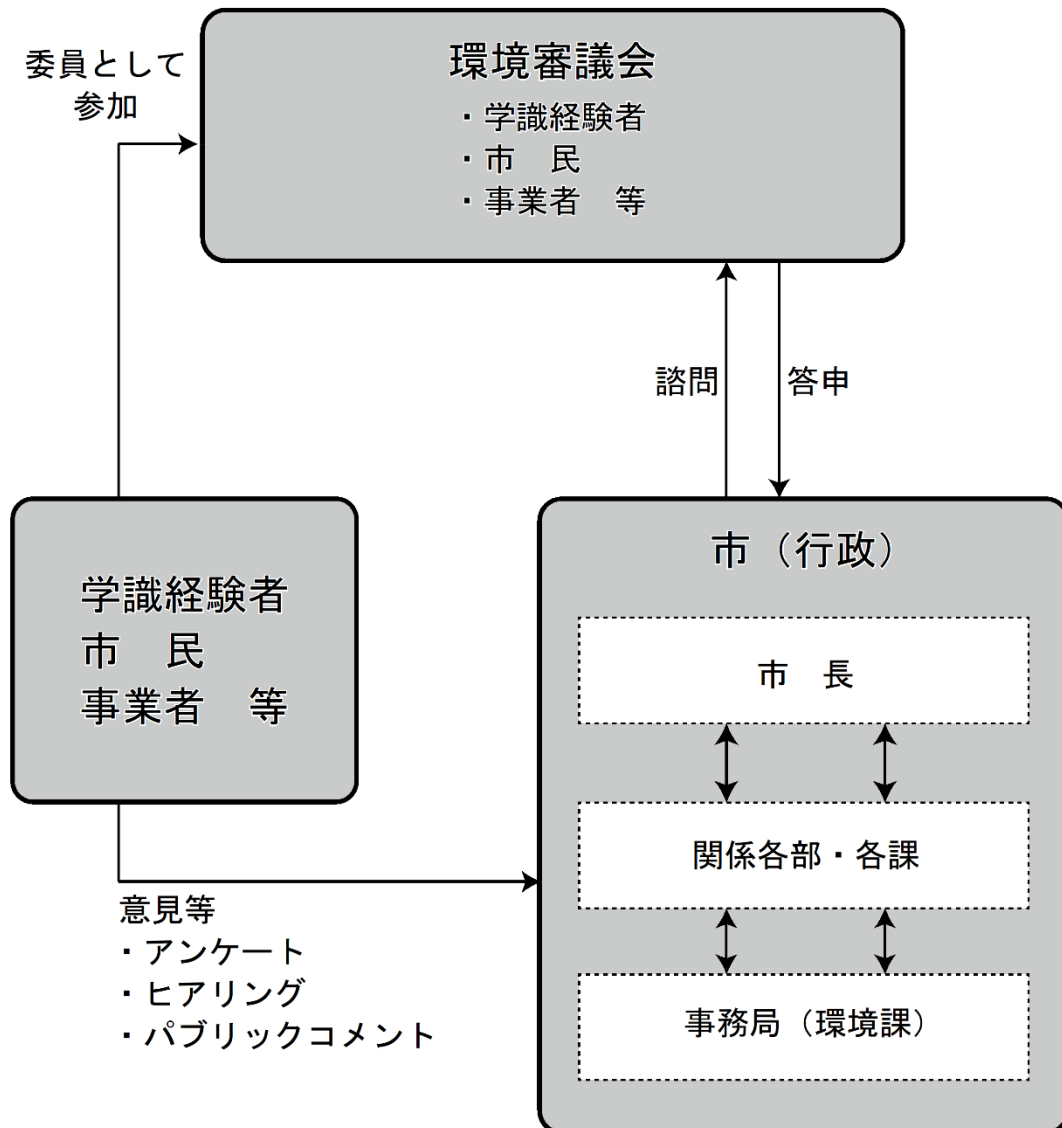
なお、計画の推進にあたって、特に留意すべき事項を下記のとおり申し添えます。

記

- 1 身近な自然環境に目を向け、多様な生物が生息・生育する環境の現状を把握し、幅広い主体との連携及び協働を図ることで、地域の生物多様性を保全する取組を実施する計画とすること。
- 2 令和6年3月に策定した「瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「瀬戸市一般廃棄物処理基本計画」を計画に反映させること。
- 3 気候変動への対処方法として、温室効果ガスの排出量削減に加え、熱中症対策など、気候変動に適応するための取組を計画に反映させること。
- 4 指標は、生物多様性に関する取組や、新たに策定・改定された関連計画の取り組みの進捗を図ることができるものとする。加えて、住民の行動変容が見られるような指標を組み込むこと。

2. 計画改定の組織

(1) 策定体制



● 環境審議会名簿

役職	氏名	所属など
会長	千頭 聡	日本福祉大学国際学部 教授(環境計画・環境学習)
副会長	石川 良文	南山大学総合政策学部 教授(環境政策学、地域経済学)
委員	大村 宏	あいち海上の森センター 所長
委員	加藤 哲也	サステナブルせと 会長
委員	高田 佳伸	瀬戸商工会議所 専務理事
委員	高野 雅夫	名古屋大学大学院環境学研究科地球環境科学専攻 教授 (地球科学、資源エネルギー)
委員	野崎 由衣	市民公募
委員	服部 富久美	瀬戸市ごみ減量推進会議 議長
委員	日比野 平生	瀬戸市自治連合会 副会長
委員	福留 正康	瀬戸市小中学校長会 副会長(瀬戸市立幡山西小学校)
委員	水野 椋太	市民公募
委員	安村 直樹	東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林 准教授 生態水文学研究所 所長(農学)

3. 計画策定の経過

● 計画作成について

令和元年度（2019年度）	
令和2年（2020年） 1月27日～2月12日	市民・事業者アンケート調査の実施 市民 16歳（高校生）以上の市民／2000人 事業者 市内で事業を営む事業所／200社
令和2年度（2020年度）	
7月16日	令和2年度 第1回瀬戸市環境審議会
9月25日	令和2年度 第2回瀬戸市環境審議会
11月13日	令和2年度 第3回瀬戸市環境審議会
12月18日～令和3年 （2021年）1月18日	パブリックコメント 意見 6通（35件）
1月27日～ 2月10日	令和2年度 第4回瀬戸市環境審議会（書面開催）

● 改定計画について

令和7年度（2025年度）	
7月3日	令和7年度 第1回瀬戸市環境審議会 第3次瀬戸市環境基本計画の中間評価及び 瀬戸市生物多様性地域戦略策定の諮問
9月26日	令和7年度 第2回瀬戸市環境審議会 第3次瀬戸市環境基本計画素案
11月25日	令和7年度 第3回瀬戸市環境審議会 パブリックコメント案
令和8年（2026年） 1月9日～2月9日	パブリックコメント 意見 4通（8件）
3月4日	第3次瀬戸市環境基本計画の中間評価及び瀬戸市生物多様性地域戦略策定の答申

4. 施策の展開における環境指標の一覧

項目		計画策定時	目標の方向性	現状値
1 “瀬戸のしぜん”	保護・保全された森林の面積	2,578.45ha	↑	2,578.45ha
	森林の総面積	6,300ha	→	6,288ha
	オオサンショウウオ保全活動（夜間観察会・巣穴清掃）の実施回数	—	↑	4回／年
	市民との連携・協働による保全の取組数	—	↑	2件／年
	環境学習ツールの提供	—	↑	1回／年
2 瀬戸の“くらし”	大気汚染（4項目）			
	二酸化硫黄	達成	→	達成
	浮遊粒子状物質	達成	→	達成
	二酸化窒素	達成	→	達成
	光化学オキシダント	未達成	↑	未達成
	河川水質汚濁（4地点）			
	瀬戸川（三郷橋）：D類型	達成	→	達成
	矢田川（本地大橋）：C類型	達成	→	達成
	水野川（東谷東橋）：C類型	達成	→	達成
	蛇ヶ洞川（蛇ヶ洞川橋）：A類型	一部※1未達成	↑	達成
	道路騒音・振動（5地点）			
	十軒町（国道155号）	達成	→	達成
	西原町（国道363号）	達成	→	達成
	山口町（国道155号）	達成	→	一部未達成
	西古瀬戸町（国道248号）	一部※2未達成	↑	一部未達成
	中水野町（県道210号）	達成	→	達成
	総ごみ排出量	41,488 t	↓	36,024 t
	資源化率	18.3%	↑	21.8%
	「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」の補助申請件数	63件／年	↑	64件／年
	市域の温室効果ガス排出量	—	↓	624千t-CO ₂
	市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量	—	↓	10,444t-CO ₂
	クーリングシェルター指定箇所数	—	↑	41箇所
	3 “瀬戸のひとびと”	パートナーシップ型組織「サステナブルせと」会員数（個人・団体・事業者）	—	↑
環境配慮に取り組んでいる事業所の数		—	↑	82事業所
環境ビジネスに関連する情報発信回数		—	↑	4（累積値）
「せと環境塾」の講座満足度		—	↑	—
瀬戸市環境課公式 SNS の登録者数		—	↑	685人/累積

目標の方向性：↑現状値よりも増やす →現状値を維持する ↓現状値よりも減らす

※1 河川水質の環境基準（A類型）には、「水素イオン濃度（pH）」「生物化学的酸素要求量（BOD）」「浮遊物質（SS）」「溶存酸素量（DO）」「大腸菌群数」の5つの項目があり、「蛇ヶ洞川（蛇ヶ洞川橋）」においては、「大腸菌群数」の1項目のみが未達成となっていました。（大腸菌群数は、令和4（2022年）年4月1日から、大腸菌数に変更になりました。）

※2 道路の騒音・振動については、交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準「要請限度」と維持されることが望ましいとされる「環境基準（振動については規定なし）」の2つが設定されており、「西古瀬戸町（国道248号）」においては、「要請限度」については基準を達成しているものの、より基準の厳しい「環境基準」が未達成となっていました。

5. 重点環境施策の達成目標の一覧

項目		計画策定時	現状値	目標値
重点 1	特定地区における市民との連携・協働による保全の取組	1 件	2 件	3 件以上
	特定地区の指定箇所数	1 地区	1 地区	3 地区
	身近な生態系の自然環境調査の実施	—	0 回	1 回/年
	自然共生サイト認定に関する情報提供回数	—	—	1 回/年
重点 2	再生可能エネルギー促進のための新規補助金の導入件数	—	2 件	1 件以上
	再生可能エネルギー普及のための啓発講座の実施回数	—	1 回/年	1 回/年
	再生可能エネルギーの導入量	6 万 kW	8 万 kW	7 万 kW
	市域の家庭における電力使用量	284, 145MWh	280, 093MWh	269, 907MWh
重点 3	「サステナブルせと」における協働活動の件数	—	2 件	4 件
	「せと環境塾」の講座の内容に共感・実践する参加者の割合	—	—	60%
	オンラインを活用した講座の実施	—	1 講座/年	2 講座/年

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

巻
末
資
料

6. 収集資料

生物多様性に関する既存文献一覧

文献名	調査方法	対象	発行 (調査等)	発行時期			備考
				昭和 (32年以降)	平成	令和	
瀬理研会誌 (S32,34~38,40~42,44~49) 15冊	現地調査	水生生物等、 河川調査	瀬戸市理科教育研究会	[Blue bar spanning昭和,平成,令和]			小中学校の理科教育の一環 (欠巻有)
瀬戸市史 資料編二 自然	市史	大地、気象、 植物、動物	瀬戸市長 (S61)	[Blue bar]			
社寺林の植生調査報告書	現地調査 (株) 環境科学研究所)	植物 (社寺林)	瀬戸市 (H6~7)		[Blue bar]		
瀬戸の名木	H5~8の「名木調査」の結果から選定	植物 (名木)	瀬戸市教育委員会 (H9)		[Blue bar]		写真集
平成10年度 瀬戸市生態系調査業務委託報告書 4冊	文献調査、専門家へのヒアリング、航空写真の判読、 現地調査 (市内24地区)	動物、植物、 生態系	瀬戸市 (H11)		[Blue bar]		
平成12年度瀬戸市に分布する貴重な野生植物調査報告書	既存資料調査、現地踏査	野生植物	瀬戸市の名木調査会 (H13)		[Blue bar]		前年予備調査
平成14年度瀬戸市に分布する貴重な野生植物調査報告書	既存資料調査、現地踏査	野生植物	瀬戸市の貴重な野生植物調査会 (H15)		[Blue bar]		H11~15までの調査の4年目
愛知県海上の森自然環境保全地域 指定書	経緯資料	計画書	愛知県 (H18)		[Blue bar]		自然環境保全地域への指定経緯
湿地の植生・環境調査 報告書	湧水湿地研究グループ	水質、植物、 地形・土壌	愛知県 (H20)		[Blue bar]		
海上の森調査報告書 6冊	モニタリング	自然全般	海上の森センター		[Blue bar]		愛知万博 (H17)以降の状況
瀬戸市の植物	採集標本調査	植物	愛知県植物誌調査会 (H24)		[Blue bar]		
特別天然記念物オオサンショウウオ生息分布調査報告書	現地調査	オオサンショウウオ	瀬戸市、瀬戸市オオサンショウウオ調査委員会 (H21)		[Blue bar]		
瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例の特定地区選定に関する基礎調査業務報告書	文献調査、専門家へのヒアリング、現地調査 (市内10地区)	地区内の自然	瀬戸市 (H27)		[Blue bar]		
瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例の特定地区候補地の詳細調査業務 2冊	文献調査、専門家へのヒアリング、現地調査	動物、植物	瀬戸市 (H29)		[Blue bar]		条例に基づき3季の詳細調査
瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例の特定地区保護及び保全計画書作成業務報告書	保全計画書作成	特定地区	瀬戸市 (H31)		[Blue bar]		
岩屋堂ガイドブック	ガイドブック	自然全般、歴史	せと・まるっと環境クラブ他 (H28)		[Blue bar]		
岩屋堂ガイドブック II	ガイドブック	歴史、滝、昆虫等	せと・まるっと環境クラブ他 (H31)		[Blue bar]		
東海地方の湧水湿地	資料集	地域別湧水群	湧水湿地研究会作成 (H31)		[Blue bar]		瀬戸地域の記載あり
掛川の生きものたちと風景	写真集	動物全般	掛川地域力向上委員会作成 (R5)		[Blue bar]		

7. 用語集

ア行

■一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）で廃棄物として扱われるもののうち、産業廃棄物以外のものをいいます。主に、家庭などから出るごみで、市民の日常生活から出るし尿・ごみ・粗大ごみなどがこれにあたります。

■エコツーリズム、エコツアー

自然環境や歴史・文化を体験したり、学んだりしながら、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つという観光の考え方が、エコツーリズムです。また、そのような考え方を具体化したツアー（観光旅行）をエコツアーと呼びます。

■エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減、省エネルギーを意識した運転のしかたをいいます。主なものとして、アイドリングストップ（停車時のエンジン停止）や経済速度（ガソリンを効率的に使うことができる速度）の維持、急発進・急加速・急ブレーキを控えることなどが挙げられます。

■温室効果ガス

大気（地球を取り巻く気体）を構成する気体で、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果（太陽からの熱を地球の表面に留めておく効果）をもたらす気体の総称です。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあり、二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスとされています。

カ行

■外来生物

もともと日本にいなかった生き物で、人間によって外国から持ち込まれた生物のことをいいます。生命力旺盛なものや毒をもったものも多く、在来種（もともと日本にいた生物）の生態系を乱すことが問題となっており、地域の生活や農林業への影響が心配されています。本市でもアライグマやヌートリア、オオキンケイギクなどがみられます。

■環境教育

環境の保全についての理解を深めるために行われる教育や学習をいい、持続可能な生活様式や社会経済システムを実現するために、環境への関心や環境に対する責任と役割、環境保全活動に参加する態度、環境問題の解決に必要な能力・人材を育てることを目指して行われるものです。幼児から高齢者まで、さまざまな年齢に対応しつつ、学校・地域・家庭・職場などの多様な場での連携を図りながら、総合的に推進することが重要とされています。

■環境基準

環境基本法に基づいて、「維持されることが望ましい基準」として、国が定める行政上の政策目標です。人の健康などを維持するための最低限度ではなく、より良い環境のために、積極的に目標として掲げられるもので、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて定められています。

■環境の保全及び創造に関する協定

瀬戸市環境基本条例に基づいて、事業者と市が、公害の未然防止や環境負荷の低減、持続可能な社会づくりを目指して締結する協定です。

平成 20 年（2008 年）には「瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定取扱規程」を定めて、様々な業種の企業との協定締結を進めています。

■気候変動枠組条約

平成 4 年（1992 年）に採択され、平成 6 年（1994 年）に発効された条約で、正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といいます。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として掲げ、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことを各国が合意したものです。日本では、平成 9 年（1997 年）に京都で「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）」が開催され、先進国の拘束力のある削減目標を定めた「京都議定書」が発効されました。

■クールビズ

夏期に環境省が中心となって行われる環境対策などを目的とした衣服の軽装化キャンペーン、もしくはその方向にそった軽装のことを示す造語で、平成 17 年（2005 年）4 月に行われた環境省の一般公募によって選ばれたものです。

■公害

事業活動やその他の人の活動に伴って、相当範囲にわたって人の健康又または生活環境に係る被害が生ずることと定義されており、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の 7 つが「典型七公害」と呼ばれています。また、騒音、振動、悪臭の 3 つについては、日常生活において、感覚的・心理的な被害をおよぼす「感覚公害」と呼ばれています。

■光化学オキシダント

工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽の紫外線を受けて変質してできたオゾンやアルデヒドなどの物質の総称で、光化学スモッグの原因となる物質をいいます。

サ行

■産業廃棄物

商業や工業などの事業活動から出る廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)では燃えがらや汚泥、廃油、廃プラスチック、ゴムくずなど約20種類が定義されています。

■産業廃棄物等関連2条例

本市が定めている「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例」と「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の2つの条例のことで、産業廃棄物等関連施設を適切に運用することや施設の設置にあたって周辺住民に計画を説明することなどを定めています。

■循環型社会

製品などが廃棄物になることを抑制したり、不要になった製品などを資源として循環して利用したりすることによって、石油や木材などの天然資源の消費を抑え、環境への負荷が低減された社会のことをいいます。

■再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱やバイオマスなど、化石燃料(石油、石炭など)以外で利用時に二酸化炭素の排出がないエネルギーのうち、エネルギー源としてずっと利用することができるもののことをいいます。

■生態系

食物連鎖などを通じた生物同士の相互関係と、生物とそれを取り巻く環境との相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念をいいます。

■生物多様性

①地球上に様々な生態系が存在すること、②様々な生物の種同士で様々な差異が存在すること、③一つの生物の種の中にも様々な差異が存在すること、の3つを内容とする概念で、平成20年(2008年)に定められた生物多様性基本法では、生物多様性の恵みは人類存続の基盤であり、国・地域の固有の財産であるとされています。

■生物多様性条約

平成4年(1992年)に採択され、平成5年(1993年)に発効された条約で、正式名称は「生物の多様性に関する条約」といいます。生物多様性の保全や、多様性を構成する要素の持続可能な利用と遺伝資源の利用による利益の公正・衡平な配分を目的とした条約です。日本では、平成22年(2010年)に名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が開催され、そこで定められた「愛知目標」は令和2年(2020年)に目標年を迎え、達成状況などの検証が行われました。

■せと環境塾

市民ワーキング会議から提案された事業で、既に環境教育に取り組んできた関係者との連携によってプログラムを体系的・計画的に整理して、環境教育や環境保全活動への参加を充実させる取組です。現在は、一般または親子などを対象とした学習講座やエコツアーなどを開催していますが、将来的には知識・経験を得るだけでなく、活動や行動のできる“人づくり”を目指していくものです。

夕行

■第6次瀬戸市総合計画

市政における最上位の方針である「基本構想」と、それを実現するための総合的な施策体系を示す「基本計画」、中期的な視点からの施策の実施計画である「中期事業計画」からなる最上位の計画であり、市が携わるすべての分野における主要な施策の長期的な方針を示すものです。(平成29年(2017年)年3月策定)

■地域循環共生圏

平成30年(2018年)に国の第5次環境基本計画で掲げられました。日本が目指す持続可能な社会の姿です。都市、地方それぞれの地域が主体的に「自ら課題を解決し続け」、得意な分野でお互いに支えあうネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」です。

■地域新電力

環境省では、地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益などを活用して地域の課題解決に取り組む事業者を「地域新電力」と呼んでいます。

全国的には、太陽光発電や小水力発電など、地域資源(再生可能エネルギー)を活用した取組事例が増えています。

■都市型水害

近年多発する集中豪雨などにより、地表がアスファルトやコンクリートで舗装された都市部において、水が浸透、吸収することができず、下水管や雨水管の処理能力を超える水が流入した際に発生する道路の冠水、住宅・地下施設などへの浸水被害のことです。

ナ行

■二次林

広義には、原生林が伐採や災害などにより破壊された後に、自然に、または人為的に再生された森林をいいます。広葉樹によって構成される狭義の二次林（広葉樹二次林）と、人為的に針葉樹が植林された針葉樹人工林とがあります。

■二酸化硫黄（SO₂）

亜硫酸ガスともいい、硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼によって発生する物質です。四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因ともなる物質です。

■二酸化窒素（NO₂）

赤褐色の気体で、工場や自動車などで物が燃焼する過程で発生する物質です。二酸化窒素に代表される窒素酸化物は、太陽の紫外線によって変質し、光化学オキシダントの発生の原因にもなります。

■ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。

■ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。現在、実現・普及に向けて、4段階に定義しています。

- ・ZEB（ゼブ）：省エネ（50%以上）+創エネで100%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
 - ・Nearly ZEB（ニアリーゼブ）：省エネ（50%以上）+創エネで75%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
 - ・ZEB Ready（ゼブレディ）：省エネで基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
 - ・ZEB Oriented（ゼブオリエンテッド）：延べ面積10000㎡以上で、省エネで用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減*を実現し更なる省エネに向けた未評価技術（WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術）を導入している建物
- ※事務所など、学校など、工場など：40%、ホテルなど、病院など、百貨店など、飲食店など、集会所など：30%

ハ行

■バイオマス

家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなど、再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものをいいます。廃棄される紙や家畜排泄物などを原料とした燃焼・発電や、メタンを燃料とした新エネルギーなどとして使われています。

また、バイオマスの発生から利用を、効率的・総合的に結び、安定・適正にバイオマスの利活用が行われている地域を目指して策定される構想をバイオマスタウン構想といい、多くの市町村などで構想の策定や取組が進められています。

■不法投棄・不法焼却

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に違反して、適切な処理施設以外で廃棄物の投棄や焼却を行うことをいいます。個人によるごみのポイ捨てから周辺地域に深刻な環境汚染をもたらす大規模な産業廃棄物投棄まで、規模も種類もさまざまですが、廃棄物処理法では、5年以下の懲役と1,000万円以下の罰金のどちらか、または両方が科せられる犯罪として規定されています。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が10 μ m（マイクロメートル： μ m=100万分の1m）以下のものをいいます。

■ポータルサイト

インターネットの入口または玄関口にあたる商用のウェブサイトのことを指します。主に検索エンジン（検索ページ）やリンク集、ニュース配信などのサービスを提供しています。

ラ行**■リデュース（発生抑制）**

「減らす」を意味する英語で、ごみ・廃棄物の発生自体を抑え、減らすことをいいます。

■リユース（再使用）

「再使用」を意味する英語で、使用されなくなった製品や部品、容器などをそのままの形で再び使用することをいいます。

これに対して、リサイクルは、不要品などをそのままの形ではなく、他の製品の原料や燃料などの資源として再び使用することをいいます。

■連携・協働

「連携」は「互いに連絡をとり協力して物事を行うこと」、「協働」は「同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと」と定義されています。「連携」も「協働」も、「同じ目的を共有する複数の人たちが協力して物事を行う」という意味では共通していますが、「連携」の方がより広義の場合で使われることが多く、「協働」は、ひとつの事柄に対し、一緒に協力して成し遂げる意味合いがより強い言葉となっています。

A～Z

■ BOD（生物化学的酸素要求量）

水の汚れを表す指標のひとつで、好気性微生物（酸素が存在する条件下でのみ生存できる微生物）が一定時間中に水中の有機物（汚物などの汚れ）を酸化・分解する際に消費する溶存酸素（水中に溶け込んでいる酸素）の量（単位：mg/ℓ）で示します。BODの値が大きいほど、水質が汚れているといえます。

水の汚れを表す指標には他にも、COD（化学的酸素要求量。過マンガン酸カリウムなどの酸化剤が、一定時間中に水中の有機物を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量）や pH（水素イオン濃度。水溶液の酸性・アルカリ性の度合いを示す数値）、SS（浮遊物質量。水中に浮遊している物質の量）、DO（溶存酸素量。水中に溶けている酸素の量）などがあります。

■ COP（条約締約国会議）

国際的な条約の締約国で構成される会議で、国家間の取り決めなどを話し合う会議です。日本では、平成9年（1997年）に京都で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）」や、平成22年（2010年）に名古屋市で行なわれた「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」などがあります。

■ ESG投資

従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のことです。

■ GX（グリーン・トランスフォーメーション）

産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会・産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させる経済社会システム全体の変革のことです。

■ HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）

家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う仕組みです。

■ SDGs（エスディージーズ）

「持続可能な開発目標」のことで、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標のことです。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

■ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことで、友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。

■ ZEB

→「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」参照

■ ZEH

→「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」参照

第3次 瀬戸市環境基本計画

令和3年3月（2021年3月）策定
令和8年3月（2026年3月）改定

発行：瀬戸市

編集：市民生活部 環境課

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

電話：0561-88-2670（ダイヤルイン）

FAX：0561-88-2664

ホームページ：<https://www.city.seto.aichi.jp/>

E-mail：kankyo@city.seto.lg.jp

